

上山市議会会議録

第502回定例会

一般質問

(令和2年6月11日)

令和2年6月 第502回定例会 一般質問

令和2年6月11日（木）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
6 月 11 日 (木)	1	尾形みち子	1 安心して子どもを生み育てるために (1) 不育症治療について ア 不育症に関する理解の醸成 イ 不育症治療への助成 (2) 電子母子手帳の提供について	66～71
	2	高橋要市	1 新型コロナウイルス感染症に係る支援について (1) 持続化給付金が支給されるまでの支援 ア 受給までのつなぎ融資に対する利子補給 (2) 奨学金を受給する学生に対する助成	71～78
	3	守岡等	1 新型コロナウイルス感染症対策における教育課題について (1) 収入減により家計が急変した世帯への就学援助の対象拡大 (2) 子どもたちの不安やストレスの解消 ア 人間関係づくりのエクササイズの実施 イ 新型コロナウイルス問題を学びの課題に	78～85
	4	枝松直樹	1 駅前広場整備基本設計（素案）の再検討 (1) 現況を活かした設計へ 2 楽しくまち歩きをするための環境づくり (1) 前川に設置されている遊歩道の周辺整備 (2) 大森治豊先生胸像の眉川橋への移設	85～93
	5	高橋義明	1 茂吉記念館前駅周辺の整備について (1) 県有地内の今後の市道のあり方 (2) 屋根付き駐輪場の設置 (3) 斎藤茂吉記念館に通じる階段の改良 2 農地付き空き家による田舎暮らし指向移住者受入について	93～99
	6	川口豊	1 新型コロナウイルスに対する小中学校の対応について (1) 各学校のホームページの充実による家庭との連携 2 小中学校の防犯強化について (1) すべての小中学校への防犯カメラ設置	100～ 104

令和2年6月11日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第2号

令和2年6月11日（木曜日）午前10時 開議

日程第 1 一般質問
(散 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 み ち 子	議員	8番	長 澤 長 右 衛 門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 と み 子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事務局長	富 士 英 樹	市政戦略課長

平	吹	義	浩	財 政 課 長	前	田	豊	孝	税 務 課 長
木	村	昌	光	市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕	一	福 祉 課 長	齋	藤	智	子	子ども子育て課長
鈴	木	英	夫	商 工 課 長	佐	藤		毅	観 光 課 長
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長	須	貝	信	亮	建 設 課 長
秋	葉	和	浩	上下水道課長	武	田		浩	会 計 管 理 者 (兼)会 計 課 長
佐	藤	浩	章	消 防 長	古	山	茂	満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
土	屋	光	博	教 育 委 員 会 長 管 理 課 長	遠	藤		靖	教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
大	澤	泰	雄	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	高	橋	秀	典	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長
板	垣	郁	子	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	花	谷	和	男	農 業 委 員 会 長 会
大	和		啓	監 査 委 員	舟	越	信	弘	監 査 委 員 会 長 事 務 局

事 務 局 職 員 出 席 者

金	沢	直	之	事 務 局 長	鈴	木	淳	一	副 主 幹
渡	邊	高	範	主 査	齋	藤	理	恵	主 任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号によって進めます。

日程第1 一般質問

○大沢芳朋議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、7番尾形みち子議員。

[7番 尾形みち子議員 登壇]

○7番 尾形みち子議員 おはようございます。会派蔵王、議席番号7番、尾形みち子でございます。

今回の質問の内容は、安心して子どもを産み育てるためにとということで、不妊症に続き不育症治療について質問を順次させていただきたい

と思います。

最初に、不育症に関する理解の醸成ということで、横戸市長は、子育て政策を本市の重要課題と位置づけております。本市は、少子化対策の一環として不妊治療をはじめ産後鬱対策など、妊婦に寄り添った支援を行っていることに対し、市民の一人として感謝を申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大は、結婚、妊娠、出産される方々には計り知れない影響があると思われま

す。実際に、私の知人の娘さんなどは、3月末の結婚式を8月に延期するなどのほか、婚活イベント、相談会、お見合いの中止等々は、不安とストレスになる状況であります。

さて、不育症についてであります。

不妊症とは違い、妊娠はするが流産を繰り返す、反復流産、習慣流産などによる2回以上の流産、死産、または生後1週間以内の死亡により赤ちゃんが得られないという状態のことをいいます。

1人目は普通に授かり、2人目、3人目で不育症の検査、治療を受ける場合もあると言われております。

不育症は、不妊症に比べ一般には広く知られておらず、認知度が低い現状にあります。そのため、受診につながらないということも多く、さらには、わらにもすがる思いで受診しても、保険適用外や治療に取り組むことが経済的に負担のため、治療を途中で諦めた方がいると聞いております。

厚生労働省研究班の調査では、妊娠される方のうち2ないし5%が不育症の可能性があるので、適切な診断、治療を受けることで80%以上の方が出産できると言われております。

昨今の晩婚化、高齢出産の傾向の中、赤ちゃ

んを授かることへの支援が必要と考えております。

中でも、不育症の妊婦さんは、赤ちゃんを亡くした喪失感や精神的ダメージが大きく、躁鬱などや不安障がいもあるので、次回への妊娠へ踏み出せない内面的な問題が多々あると思われま

す。そのため、妊娠に対する不安を取り除くため、カウンセリングなどが有効とされております。そこで、不育症について、より多くの皆さんに理解され、適切な治療が受けられるよう、市民や妊婦さんへ市が実施する事業の中で、不育症の周知や啓発が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、不育症治療の助成についてでございます。不育症の治療・検査にかかる費用は大変高額で、経済的支援が必要と思われま

す。全国では35都道府県が不育症の治療を助成している状況にあります。県内では、村山、寒河江、長井など、不育症の治療費助成を行っております。不妊症と併せて不育症の治療費を助成する自治体が増えているという状況でございます。

少子化対策として、子どもが欲しいと願う夫婦が出産を諦めることなく妊娠、出産できる環境を整え、不妊治療費助成と併せて不育症治療費助成をすることについて、市長の見解をお伺いいたします。

次に、電子母子手帳の提供についてであります。妊娠が判明すると、現在住んでいる市町村から母子手帳（母子健康手帳）を交付していただきます。母子手帳は、妊娠初期から子どもが生涯にわたり健康を記録する大切な手帳であります。

ただ一方では、不便を感じている妊婦さんも

いると聞いています。

そこで、忙しい子育て世代が紙の母子手帳でカバーできない部分の補助として活用できるのが電子母子手帳であります。

電子母子手帳には、予防接種や成長の記録、スマートフォンで楽に管理でき、接種日が近づくとアラームで知らせるなどの機能があり、手軽にスマートフォンで情報管理ができることから、導入し活用する自治体が全国的に増えている状況であります。

ほかにも、電子母子手帳のメリットとしては、年子の兄弟や多胎児、双子や三つ子ということでございますが、いる場合は、紙の母子手帳を二、三冊管理する必要があるのに対し、スマートフォン1台で管理ができる点、家族間での情報共有ができ、祖父母をはじめ家族で成長を見守り、赤ちゃんの誕生を喜ぶことができる点が挙げられております。

また、万が一、紙の母子手帳が自然災害や事故で紛失しても、電子母子手帳があれば、子どもの定期健診データを容易に復元できます。

このように、電子母子手帳を取り入れることにより、妊婦、子育て世帯などの家族に幅広く活用できると考えます。

本市でも、早急に電子母子手帳を提供することについて、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 7番尾形みち子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、不育症治療について申し上げます。

不育症の認知度が社会的に低い現状にあることから、今後、妊婦やその家族に対し、出産に関する正しい知識の普及、啓発の中で不育症に

ついても周知し、理解の醸成を図ってまいります。

また、子どもを持ちたいと悩んでいる方には、不妊専門相談センター等の専門機関と連携を図りながら支援を行うとともに、不育症治療費の助成に取り組んでまいります。

次に、電子母子手帳の提供について申し上げます。

電子母子手帳は、既に民間によりアプリケーションが無料または安価で提供されており、妊産婦等がそれぞれのニーズに合わせて個人で成長記録や予定等の情報の管理をしていると認識をしております。

電子母子手帳導入をしている自治体においては、子育て情報発信等も行っておりますが、本市においては、LINE公式アカウントを活用し、子育て支援情報を含めた様々な情報を提供、発信しており、その機能は十分に果たしていることから、電子母子手帳の提供の考えは持っておりません。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 不育症に対する市長の発言、大変、上山市のこれからの様々な点で助成していただけるというようなことについては、希望が持てるのではないかと考えているところでございます。

ところで、市長も言いました不育症と違い不妊症については、市民にもかなり認知がされておりまして、本市内においても、過去3年間の不妊治療の助成の実績を聞いたところ、平成29年には13件あったと。そして平成30年には15件あったと。平成31年、昨年度ですけれども18件、増加傾向にあるということは、大変、少子化対策の一環としてはいい傾向なのかなと。

ところが、やはり市長もおっしゃったように、不育症については認知度が低いというところで、まず周知啓発を具体的にどのように市民、そしてまたカップルの方たちに考えているのか、まず1点お伺いいたします。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 具体的には、まず母親教室のほか、本市では両親学級や産後学級なども開催しておりますので、そういった機会を見ながら、妊婦のほか御家族に対しても周知を図っていききたいと考えております。

また、悩んでいる方に対して、現在、相談等が窓口寄せられているという状況にはありませんけれども、もしそういった相談が寄せられましたら、その内容をお聞きし、専門機関を紹介してほしいということであれば、専門機関におつなぎし、そして治療がかなえば出産につながるという支援をしていききたいと考えております。

周知については、先ほど申し上げたような、まず当事者とその御家族の周辺を考えていききたいと思っております。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 県内の不育症、不妊症もそうでしょうけれども、実際に行っている市町村のホームページを見ましたところ、やはり、ホームページで知らせているというような状況があります。そういった点についても、ぜひ情報提供の充実というようなところで、ぜひ環境を整えてほしいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 情報の提供という意味では、上山市の公式アカウント、そしてホームページ、それから先ほど申し上げた教室

等の機会を捉えまして、周知を図ってまいりたいと思っております。積極的に情報は発信してまいりたいと考えております。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 不育症の助成にこれから取り組むというような大変力強い市長の発言でありましたけれども、もちろん結婚したら妊娠を願うという、出産を願うというようなことの御夫婦が、晩婚のために諦めるというような知り合いが実際におります。これも経済的な理由ということで治療を断念したということでもあります。

確かに妊娠、そしてデリケートで繊細な部分もあるのですけれども、この辺のところ、先進地という言い方もおかしいですけれども、静岡県が大変手厚く支援の事例があるので、そんなこともあって、経済的な負担というところの軽減というところにおいては、どのような考え方を持っているかお尋ねいたします。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 先ほど議員がおっしゃられましたように、特定不妊治療や一般不妊治療の治療を受ける方が増えているという傾向は間違いなくございますので、そういった不妊治療費の助成額とのバランスなどを考慮しまして考えていききたいと、決定していききたいと思っております。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 ここで幾ら、幾らということではないのですけれども、ただやはり、こういったことの経済的な負担、それから、様々なバランスを考えてくださって、ぜひ、年齢制限という言い方もおかしいのですけれども、よそは年齢制限がもちろんあるわけですが、そういったことも含めて、本市でも許容が

できる範囲でお願いしたいというふうに望んでおります。

次に、電子母子手帳の提供ということについてであります。

実は、9年前の3. 11のときに、要するに被災された方々の中で母子手帳を紛失したと、これは本当に明らかに自然災害の猛威でございますけれども、そういったところで、もう自治体も既にそういった状況にできないというようなことで、たまたまその町が電子母子手帳を提供していたということで、バックアップをしたということがあったのですね。そのためにも、今の若い世代、スマートフォンやタブレット端末なんて難なく使用できる年齢層だと考えますけれども、そういったところで考えがないのかどうか、再度お尋ねいたします。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 災害などによる紛失に備えてということでもありませんけれども、本市の健康管理システムが稼働しておりますけれども、このシステムの中でも、乳幼児の健診結果や予防接種の記録をデータとして保管しております。

万が一、そういった母子手帳の紛失ということに際しては、紙の母子手帳の再発行という形ですけれども再発行ができますし、データで管理している部分を含めまして、より正確な再発行ができるものと考えております。

この対応により、電子母子手帳の提供は、今のところ考えておりません。システムにより、データは保管しております。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 今回の発言ですと、紙ベースの母子手帳でも、本市ではデータを管理しているというようなところで間違いはないでし

ょうか。お尋ねいたします。

また、全国的に大変多い自治体が、電子母子手帳を導入している現状だということは認識されているかということもお尋ねしながら、お聞かせください。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 紙の母子手帳ですけれども、この母子手帳については、母子保健法により自治体が交付する手帳でございます。医師や保健師による健診や、保健指導の結果は、この紙の母子手帳にのみ記録されていくものでございます。その記録されたものを市としてデータとしても管理しているということでございますので、個々人の方が電子母子手帳を、御自分の好みに合ったアプリケーションを使用して活用しているということは認識しておりますけれども、本来の紙の母子手帳に代わるものではないと考えております。

さらに、そういった便利なアプリケーション機能があるにもかかわらず、自治体が導入するという主なメリットとしては、市の地域の子育て情報などの発信と考えておりますので、それを補うというよりも、積極的な情報発信は上山市の公式LINEで行っていくという考えですので、電子母子手帳の提供については、今のところ考えてございません。

○大沢芳朋議長 尾形みち子議員。

○7番 尾形みち子議員 認識をされているというようなこと、そして、紙ベースが最も母子健康保健事業についての中身にしては、当然、データベースとして残っているということも、今、伺ったわけですけれども、ただ、情報のスピード化というところにおいて、やはり電子母子手帳ですね。私たちの年代で出産するわけではないので、それこそ、これがスマートフォンや

らタブレット、そして世代の違いがあると思うのですけれども、ぜひそういった電子母子手帳を、これから考える必要性があると認識しているのですけれども、そういったことも併せて今後考えていただきたいということで、要望させていただきます。

ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 次に、5番高橋要市議員。

〔5番 高橋要市議員 登壇〕

○5番 高橋要市議員 議席番号5番、会派孝山会の高橋要市でございます。通告に従い、順次質問いたします。

まずは、このたびの新型コロナウイルス感染症にて亡くなられました方々の御冥福を心よりお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、感染されました皆様、今もなお治療中の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、初めに新型コロナウイルス感染症に係る支援についてであります。持続化給付金が支給されるまでの支援として、受給までのつなぎ融資に対する利子補給の質問をいたします。

現在までの経過を少し振り返りたいと思います。

4月7日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長より、7つの都府県に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、4月16日に対象区域が山形県を含む全国に拡大されました。

その後、5月4日に全都道府県において、引き続き5月31日まで緊急事態が延長されました。

感染が抑制されている本県は、5月14日解除されたものの、全ての地域で緊急事態解除が宣言されたのは、5月25日となっております。

4月7日から5月25日まで、実に49日間にわたる緊急事態も、ひとまず落ち着きを見せ、現在に至っております。

振り返ると、国民が一丸となって闘い抜いた49日間だったと言えるのではないのでしょうか。

さて、感染拡大防止についての本市の対策は、既に2月中旬から進められておりましたが、本格化したのは全国への緊急事態宣言発出から20日ほど遡ります。

3月25日、午後1時に、医療対策、社会対応、教育対応等の策を講じる新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。来るべきときに備え準備を進めているというような状況であったように思います。

まだ、感染者が出ていない当時の本市は、市民にも若干楽観的な空気もあったように感じましたが、全国的に緊急事態宣言が発出されるのも時間の問題であるというような緊迫感も高まっており、外出や移動などを自粛しなければならぬということと、経済の動きを止めてはいけないこととで、2つの相反する思いと行動が重なっている様子でした。

一方、議会においては、3月定例会において議会案の「新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書」を可決し国へ提出、その後、上山市議会新型コロナウイルス感染症対策支援本部を設置し、市に要望書を提出するなど、行政と議会が一丸となり経済対策、子育て、教育支援、感染予防、医療、介護等への支援、特別定額給付金等への対応について、現場の声を第一に考え、実行すべく、上山を守り抜く覚悟で、共にコロナ終息に向け闘ってきました。

そして、忘れてならないのは、何よりも市民の皆様が、強制力のない要請に応じ、新型コロ

ナウイルス感染拡大防止に協力してきたということです。

ある場面においては、我が子の一生に一度の卒業式出席を断念することで協力をし、またある場面では、飲食業を営む事業者として、売上げがさらに減少することを覚悟で休業要請に協力をし、身内の不幸には3密を避けるために家族葬にするなど、様々な角度から感染予防に努めました。

その他、不要不急の外出を控える、マスクの着用、手洗い、消毒、人と人との距離を確保すること、市民一人ひとりの節度ある行動により、感染拡大は最小限に抑制されていると考えます。

今後も、行政と議会と市民が一体となり、上山を守っていくために、日々変わってくる状況を見守りながら、新しい生活様式の実践や現状に合致する新たな支援を大胆に打って出る準備が必要であると思います。

その意味では、5月8日に発行され、市報とともに配布されました「緊急経済対策一覧」でも示されているとおり、市民向け5つ、事業者向け9つ、その他2つの7ページにわたる経済対策は、本市の特徴を捉えたものであり、一定の評価に値するものであると考えますが、今後の第2波、第3波に備え、受給までのつなぎ融資に対する利子補給が大変重要になってくると考えます。

このたびの国の支援策の中でも、より多くの事業者が利用する持続化給付金についてであります。5月30日現在、既に150万件の申請があるとのこと。引き続き、今後、現在に至っても多くの事業者を救済する極めて有利な給付の制度であると思います。

経済産業省のガイダンスを引用しますが、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている

事業者に対して、「事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します」という趣旨で、給付額は中小の法人等は200万円、個人事業者等は100万円としておりますが、昨年1年間の売上げから減少した額を上限とするものです。

給付対象の主な要件の一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、一月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者ということ。です。

また、オンラインによる申請を行うという特徴があります。市や県を通さず経産省のホームページより事業者が直接申請するもので、本市の事業者における申請状況の実態がつかみにくいようですが、申請条件は比較的緩く、県からの自粛要請を求められた事業者、いわゆる緊急経営改善支援金の申請事業者と重複するケースも多いため、申請者は市内でも相当数あるものと推測されます。

とても有利な事業者向けの給付金であります。反面では、給付遅れが相次いでいること、問合せの電話がつながりにくいこと、いつ入金になるかが分からないこと、申請不備の通知メールが遅いことなどの声が非常に多い給付金であるのです。

ある市内の事業者は、申請が始まった初日、5月1日の日に200万円の申請を済ませておりました。新型コロナウイルス感染症拡大による業績不振から、既に手形支払いの期日延長を金融機関に依頼しており、給付金の入金目安となる2週間後の5月14日の翌日に手形の支払いを約束しました。結果、その日に入金はならず倒産寸前に追い込まれてしまいました。何とか知人を頼り、入金を果たし、倒産こそ免れましたが、精神的なダメージは非常に大きく、知

人との関係性にも変化が見られるなど大変な苦労に見舞われております。

5月1日申請、その後19日にメールにて書類の不備があることが指摘され、速やかに不備を訂正しますが、6月1日現在、そして昨日現在、いまだに入金がなされていないとのことです。

一方では、5月2日200万円を申請した事業者は、申請してから10日で入金されたとの事例もあります。2つの事例のように、不確かな入金日を補う手だてはないのだろうかと考えます。

さて、感染拡大防止と経済の促進という2つを成立させなければならない段階に入り、大変困難な状況の中で、帝国データバンクや東京商工リサーチの調べでは、今年企業の倒産件数も既に昨年比10%以上増となっており、中でも観光に関連する企業が多いのが今年の特徴となっているようです。

これから第2波が襲ってくる可能性に危機感を持ちながら、本市を日頃から支えてくれている事業者を一社たりとも、あるいは一人たりとも潰さない、守り切る、その思いを本市が市民に対して示すこと、安心を示すことが大切ではないかと考えます。

そして、持続化給付金が支払われる前に力尽きてしまう事業者を出さないようにするためにも、給付金が支給されるまでの支援が必要であると考えます。

既に、新潟県の三条市、加茂市などで取扱いが行われていますが、本市でも持続化給付金の申請後、国から給付されるまでの一定期間について、給付相当分を速やかに貸し出す、持続化給付金に特化したつなぎ融資の制度の構築を金融機関と連携して行うとともに、市はつなぎ融

資に対する利子補給をすることで、国の緊急経済支援策を補い、申請者を救済するシステムができることとなります。

そのシンプルな経済対策の効果は、本市の事業者の倒産を防ぐ可能性と、通常の融資を受けられない高齢な個人事業主の働く意欲を促進し、あらゆる事業者からの本市に対しての信頼へとつながり、魅力ある本市の企業誘致にもつながることと考えます。

早急に地元金融機関に働きかけを行い、持続化給付金つなぎ融資の制度の構築と、受給までのつなぎ融資に対する利子補給の支援を進めるべきと考えます。市長の御所見を伺います。

次に、奨学金を受給する学生に対する助成についてであります。新型コロナウイルス感染症が我々に及ぼす影響は多岐にわたるものであり、特に、先ほど触れた国の緊急事態宣言後の社会的経済活動の自粛の下では、多くの学生のアルバイト先が休業となり、そのことで生じる収入減により、学費や家賃が払えないなどの深刻な問題が多く取り沙汰されております。

特に、アルバイトと奨学金で生活する学生にとっては、大変苦しい現状と向き合いながらの生活を強いられているようです。

奨学金の制度がなければ大学に通えない家庭の経済的事情がある中で、親の会社が休業となり、頼ることもできず、さらに自分自身の収入がなくなれば、家賃の滞納だけでは済まされず、退学もせざるを得ない厳しい現状となっております。

ある大手情報サービス会社の調査によれば、東京・首都圏の大学に通う学生の平均家賃は5万6,783円となっております。また、ある大手不動産会社の調査による家賃負担の内訳としては、全額親負担が58%、全額本人負担が

18%、一部親、一部本人負担が24%であり、ほぼ2人に1人の学生がアルバイト収入の一部を家賃に充てている実態があるのです。

大学は休業、アルバイト先も休業、しかも実家に帰ることすら許されない状況の下で、友達と会うこともできずに、不安を抱え、自宅に独りでいた当時の心情を察すると、胸が痛む思いです。

さて、本市の奨学金の受給者は、現在18名となっております。また、本市出身で奨学金を受給している学生の正確な数字を調べるのは困難ですが、日本学生支援機構の調査による平成29年度の大学生の貸与奨学金の利用割合や、山形県のホームページで確認した県内の高等学校卒業者の大学等進学者数から、単純に各市町村の人口割で計算をすると、一定程度いることが推測されます。その奨学金の受給者となっている若者たちに救いの手を差し伸べるべきであると考えます。

支援機構の学生生活調査による1か月分のアルバイトの平均収入額は2万9,675円となっております。緊急事態宣言が発出された4月より、約2か月相当額の8割程度である5万円を、本市出身の奨学金受給者に助成すべきと考えます。

そのことで、コロナによる一時的困窮からの脱却の一助となり、その5万円は、同時に都会で暮らす若者へは、「ふるさと上山はあなたを見捨てない」というメッセージとなり、将来、上山を支える若者を育てることもつながると考えます。

奨学金を受けながら学問に励む未来の上山を創造する若者1名につき一律5万円の助成をすることについて、教育長の御所見を伺います。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 5番高橋要市議員の御質問にお答えいたします。

持続化給付金が受給されるまでのつなぎ融資に対する利子補給について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策につきましても、これまで関係団体等からの御意見、要望等を踏まえながら、必要な施策を講じてきたところであります。

この間、金融機関と情報交換を進めてまいりましたが、つなぎ融資に係る事業者のニーズはなく、新型コロナウイルス感染症の影響による金融支援の相談があった場合には、柔軟な対応が可能であると伺っております。

したがって、つなぎ融資制度の創設の必要性はなく、より重要なのは、県の無利子融資等既存の支援制度の活用を迅速に進めることで、金融機関との間で共通認識を持ったところであります。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 5番高橋要市議員の御質問にお答えいたします。

奨学金を受給する学生に対する助成について申し上げます。

学生に対する支援については、国による学生支援緊急給付金のほか、大学等による授業料の減免措置等各種施策が行われておりますので、奨学金を受給する学生に対し、本市独自で助成する必要性はないものと考えております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 先ほど、金融機関との情報交換を進めていく中で、つなぎ融資に係る事業者のニーズがないということで御答弁をいただきましたが、その金融機関との情報交換、

そしてどういったことを基準としてニーズがないという御判断をなされたのかお示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 これまで、様々な課題につきまして金融機関と御相談を、いろいろ情報交換をしてきたという経過がございますが、その中で、今の制度資金の利用状況等々も踏まえながら、短い短期的な融資の必要性があるか否かということで、市内の4金融機関に対しましてお話を伺ってきております。

その中では、やはり短く借りるというよりは、県の有利な制度資金、非常に有利でありまして、そちらのほうをできるだけ早く活用したほうが、よりニーズに沿っているということでございますので、そのような回答というふうに、ニーズがないと判断したものでございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 4つの金融機関との情報交換の中で、現在ある金融機関の制度で十分補えるものであるという御判断をされたということによろしいのかどうか、まずそこを確認をさせていただきたいと思います。お示してください。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 短期の融資につきましても、相談があつて1日とか2日とか、そういう短期間で融資をするということは困難だということですので、それよりは、既存の制度でやったほうが、ほぼ変わりがないという判断でございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 短期の、今のある制度の中で十分間に合うものであるというような、そういう判断をされたということだと思います。

それでは、当然そういったことで、金融機関が、この危機の中で柔軟な対応をしていくという認識をお持ちであり、私もこのたびこの質問をさせていただくに当たり、何名かの金融機関の関係者と電話あるいは直接お会いして情報交換をさせていただきました。

そういった中で、本市の金融機関も大変一生懸命頑張つて、この危機を乗り越えるという意思を示していただいていると、私も確信しております。

その一つに、信用保証協会、そちらのほうでは対象を広げて、本来融資ができない人も融資できるような形をつくっているという、そういったことも情報として得ております。

ですが、信用保証協会の保証がされた中で、実際にその保証が受けられない、そういった業種もあるというふうに確認をしておりますが、そういった業種があるかどうかについて、認識を御確認をさせていただきたいと思います。お示してください。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 信用保証協会の業種につきましては、全ての業種、いわゆるセーフティネット4号とか5号というふうに保証協会の認定制度がありますけれども、4号については全ての業種が対象になるということで認識をさせていただきます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 実際に上山市内、様々な職種があり、観光とかそういった関連の企業が多い中で、本市の支えとなり、本市が成り立っているものであります。その中の一つに、関連の中で、やはり飲食業、そういったところが活発でないと元気がないと、本市の元気というのは戻ってこないと考えております。

このたびのコロナ関連の金融機関の対応として、信用保証協会についての独自の頑張りといえますか、そういったところについては、今、課長からお話があったとおり、私も認識をする、共感するところではありますが、しかしながら、一部風俗営業法、風営法の許可を取っている事業者については、信用保証協会では保証ができないという、そういった、本当にごく一部ではありますが、対象外となっているところもあります。そのことについて、どのように考えるかお示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 今、議員からございましたように、一部がないということは、ちょっと私、今、この場で認識しておりませんので、大変申し訳ございませんでした。ただ、一部がごくわずかだということもございますが、これは上山市に限ったことではなくて、保証協会のほうで、あるいは全国的に定められていることでございますので、一部が対象にならないということについては、厳しい話ということで伺っておりますけれども、全体的な問題でございますので、上山市だけということではないということで、御了解をいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 なかなかこういった問題の中で、本当に多くの事業者、市民、救いたい、救済しなければならないという考えの下で、このたび本市においても様々な経済政策、例えば国でやっていない、あるいは県で足りないところを補っていく、また、足りないところを追加で支援していくというような策について、大変御多忙な中、対策本部長をはじめ、本当に精いっぱい努めていただいているということも、私も認識をしております。

しかしながら、先ほど私の要旨で話をさせていただいたとおり、ある事業者が倒産寸前まで追い込まれている。もしこの制度があれば、そこで速やかな融資が可能となり、例えば、現在ある、頑張らせていただいている金融機関が精いっぱい努めたとしても、最短で3日で融資というのは、絶対これは不可能なことであると伺っておりますが、その確認はされていらっしゃるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 やはり、最短では、取引関係がある場合には3日、4日ということもありますけれども、初めて銀行に相談された場合には、1週間程度は最低かかるというふうなことでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、県の制度資金につきましても、当初3週間ほどという期間がございましたが、現在では、県、市、それから金融機関、保証協会のほうで連携をしまして、2週間程度に縮まっておりますし、さらに先月25日からは、3,000万円以内の方につきましては金融機関の判断で、県の認定を待つことなく融資が可能となっておりますので、さらに短くなっているという話を聞いておりますので、県の制度資金のほうを使い勝手がいいのかなと考えてございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 金融機関の柔軟な対応ということも、当然、私も先ほどから申しているとおり理解をしております。本来3週間かかるものを2週間、そしてそれを1週間にしようという企業努力も認めながら、一方では、先ほど私の要旨のほうで説明をさせていただいた、そういった事業者も非常に多く、本日、新聞な

どでも出ておりますとおり、その1日、2日、申請が始まってから間もない申請に多くの申請者が殺到したことから、混乱を招き、今現在、1万件以上給付されていないという現状もあるという事実もあるわけです。

先ほど要旨で説明させていただきました、私の知り合いの事業者、その方だけに特化しているものではなく、そこからまた仲間の仲間とか、なかなか個別の名称を出せないのが、大変そういった意味では恐縮なところもありますが、そういった方たちが非常に多いものです。

本来、金融機関に相談しようとするわけですが、金融機関にその商品があるということも分からない、そういった事業者、あるいは高齢者の方々もいらっしゃいます。その金融機関のそういった商品として、今、活用している周知について、今後徹底していただくことを、まずは要望をさせていただきたいと思っております。

そのことについて、お示してください。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 県の無利子融資制度につきましては、既に3月定例会で御承認をいただきまして、債務負担行為を取りながら制度を実行しております、その間、市報をはじめホームページ等々で周知に努めているわけですが、それに加えて、金融機関のほうでも、やはり一番有利な制度はこれだということで、常々、御相談に応じられた方々については御紹介をしているということをお伺いしておりますので、まずは、引き続き周知について市及び金融機関のほうで取り組んでいく必要があるなと思っております。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 この持続化給付金は、これからまた申請者数が増えてくるということ

も想定されており、今現在は150万超おられるわけですが、これから見込みの数字としては200万以上の申請者が出てくるであろうと、そういったことも国のほうでは想定しているようでございます。

本市におきましても、これから経済を元どおりに戻していく施策を十二分に発揮しながらも、先ほど申し上げました帝国データバンクの調べ、そういったところによる倒産の件数が非常に今現在、2月、3月、4月、5月のまでの間で昨年を上回っているという数字も認識されていますし、おっしゃるかと思いますが、その本市における倒産というような、非常に危機的な状況が、今後見舞われる可能性があるという、その危機的な観点についてお示しさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○大沢芳朋議長 商工課長。

○鈴木英夫商工課長 議員おっしゃるように、非常に市内の経済状況、事業者の方々、苦難に御苦労されているなど、今感じているところでございます。

さらに、第2波、第3波ということがあると、さらにその状況が厳しいということですが、なお、できるだけ早く回復軌道に乗るように、市のほうも支援をしていくという必要がございます。

ただ、倒産ということにつきましては、倒産しないように、我々もできるだけの支援をしないといけないということで考えてございます。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 倒産を防ぐという手だての中に、やはり迅速にということが本当に必要な昨今でないかなと感じます。私の提案する持続化給付金が支給されるまでの支援というのは、まさにその迅速ということテーマにして、

3日で融資して企業を救うという、そういったものであり、それこそが大切なものであるということを感じるわけでありますが、金融機関との兼ね合い、金融機関との今後の情報交換の中で、とにかく今の制度を迅速に、より早くしていただけるように、まずは希望させていただきたいと思います。

それでは、次に、奨学金を受給する学生に対する助成ということで、国による学生支援、緊急給付金、学びの継続のためという言葉が、厚く支援策があるわけですが、その給付金を受けるための条件が幾つかあるかと思いません。その条件というのが、例えば、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、その中で仕送りがないこと、原則としては自宅外であること、生活費、学費によるアルバイトの収入割合が高いこと、家庭のあるいは収入減、そういった4つの条件があり、また、コロナの影響での収入減としては、バイトの収入が50%以上減っているという、そういった様々な厳しい条件があるものです。

しかしながら、このたびの学生を支援するという国の手だては、そういった条件がありながら、例えば一部その条件が満たされなくても、大学との話の中で、大学が必要に応じて認めれば救済しますという、そういった、学生をとにかく優しく包み込むような、みんなでこの難局を乗り切って、将来の日本を支える卵を育てていこうと、救っていこうという、そういった手だて、そういった思いが非常に強く感じるものでございます。

本市においては、180名ほどの受給者の方々がおられ、その方々について、その国の支援があるということもありませんが、将来、上山に戻ってくる、上山に帰属する、その思いを

育てていくという、そういった観点からも必要であるというような要旨で話をさせていただきました。

将来、Uターンでこちらに戻ってくる、その方たちに対しての具体的な、例えば支援とか、もしありましたら、見解を求めたいと思います。お示しさせていただきたいと思います。

○大沢芳朋議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 現時点におきまして、戻ってこられる方への支援ということについては、特に持っておるものはございません。

○大沢芳朋議長 高橋要市議員。

○5番 高橋要市議員 やはり学生が、将来上山に戻ってくる可能性のある学生を支援するという策の中で、やはり、小さくてもきらりと光るまちを掲げる上山にとって、人の顔が見えるまちになってくる、これからのことを考えますと、やはり一人ひとりの学生の顔を思い浮かべながら支援をしていくというような、全体で見守っていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番守岡等議員。

[4番 守岡 等議員 登壇]

○4番 守岡 等議員 議席番号4番、守岡等です。

私は、新型コロナウイルス感染症対策における教育課題について御質問いたします。

新型コロナウイルスは、未知のウイルスであ

ることから、今後の展開も予断を許さないものとなっています。本市でも、この間、5人の感染者が判明しておりますが、一般的に感染者の8割は軽症、無症状と言われ、実際には、その10倍以上の感染者がいるのではないかと抗体調査による予測も出されています。

また、感染が一定程度収まった後でも、第2波、第3波が予想され、100年前のスペイン風邪においては、第2波のほうが毒性が増し、致死率も増したという報告もあります。

感染症対策だけでなく、その経済的影響も深刻なものがあります。収入の激減による市民の苦悩に対して、国や県、本市においても、これまで連続的な経済対策を打ち出し、その軽減を図ってきました。

今後も、市政の第一義的課題と位置づけ、経済対策の強化を継続して図る必要があると考えます。

今回私は、新型コロナウイルス感染症対策における教育的な側面に焦点を当て、不安やストレスを感じやすい子どもたちが安心を取り戻し、学校教育で重要な人と人との交流の中で成長できる環境を一日でも早く取り戻せるよう問題提起するものです。

まず最初に、収入減により家計が急変した世帯への就学援助の対象拡大についてです。

就学援助は、学校教育法で定められた、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならないもので、生活保護法で規定する要保護者と、市町村教育委員会が独自の基準を設けて規定する準要保護者がその対象となります。

本市では、生活保護基準の1.45倍までを準要保護者と定め支給されていますが、今、全

国各自治体で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合に、前年の所得でなく急変後の家計状況を加味した審査を行い、世帯構成に基づく所得基準を設け、就学援助の支給対象を広げるところが増えています。

本市においても、世帯収入が激減し、子どもの教育にも影響を及ぼしかねない世帯が相当いると予想されます。

新型コロナウイルスの感染という、ただでさえ大きな不安とストレスを抱えている子どもたちが、親の経済問題にも心を痛めざるを得ない状況を、このまま見過ごすわけにはいきません。

今年度に限り、就学援助の対象を新型コロナウイルス感染症の影響で失業者がいる世帯や、世帯収入が減少し経済的に困窮している世帯まで広げることを提案します。

これまでは、前年度の収入を判断基準としていましたが、新型コロナウイルス感染症対策の緊急性に鑑み、前年の課税証明書とコロナの影響を受けて収入が減少したと分かる収入証明書、例えば毎月の給料明細など、これが自営業の場合は通帳のコピーなどによって審査を行い、迅速な対応を図る必要があると考えます。教育長の御所見をお示しください。

次に、子どもたちの不安やストレスの解消についてです。

まず、人間関係づくりのエクササイズの実施です。

3か月近くに及び、しかも卒業、入学という学校生活における最も重要な期間を休校によって家庭で待機を余儀なくされ、先生や友達との触れ合いを奪われた子どもたちの不安、ストレスは計り知れないものがあります。

新聞の投書にも、親が仕事でいない長時間の孤独に加え、ほかの子がスマートフォンなどで

連絡を取り合っていた事実を知り、二重のショックを受けた心情がつづられていました。

現場の教師や保護者からも、表情が暗い、勉強が手につかない、早くも学校に行きたがらない子が出ているといった、いつもの新学期とは全く違った雰囲気もあると報告されています。

ただでさえ、長期休暇の後には不登校や自殺などが増加する傾向にありましたが、今回の新型コロナウイルスをめぐっては、これまで以上に深刻な事態が広がりかねず、十分な対策を講じる必要があります。

今、学校現場では、長期休校に伴う授業時間の確保に悩んでいるところだと思います。学習指導要領で示された学習内容を指導するための夏休みの短縮化など、必要な対策を講じるべきとは思いますが、それ以前に、子どもたちの不安やストレスを解消し、心と体の健康を取り戻すことが何よりも必要だと考えます。

成長過程の子どもたちは、今、自分の心や体に起きている異変を自覚することができないまま、ジレンマを抱え、そのストレスをぶついたり発散したりできないまま、矛盾を抱え込んでいる状態です。

大人である私たちですら、不眠や鬱状態に陥っている人が増えています。こうした中、学校再開後の人間関係づくりの工夫を図り、子どもたちがいち早く日常の学校生活を取り戻すことができるように、専門家から具体策が提起されています。

まず、構成的グループエンカウンターのエクササイズです。これは、宮城県教育カウンセラー協会の八巻さんらによって提唱されているのですが、エンカウンターとは出会いという意味で、本音と本音の交流という意味でも使われているようで、このエンカウンターをグループ

で実現しようというのがグループエンカウンターです。

これは、自己開示とフィードバック、相手の話を聞く、受け取るという、このバランスを考えて、子どもたちの間に本音や感情交流がある関係づくりを図るものです。

自己開示とは、数か月間、自宅でどのように過ごしていたのか、どのような気持ちだったのかを語ります。フィードバックでは、この語ったことを基に、相手に肯定的、受容的な気持ちを伝えます。それぞれの体験や経験の似ているところ、違うところを共有することで、一気に心理的な距離を縮めることができます。子どもの語る本音からSOSのサインに気づくこともできます。

また、自己紹介カードの活用、これは文部科学省の安部さんらが唱えているものですが、これは、自己紹介カードを学級の数分用意し、毎日違う生活グループで交換し合うことで、徐々に人間関係を広げていったり、「どうぞよろしくカード」を掲示しておき、朝の会で「私は誰でしょう」クイズをグループごとに相談して答えるという、楽しみながら互いを知ることができるようにするものです。

さらに、イエナプランを取り入れている学校で実施されているサークル、車座での話合いというものも有効です。これは、授業と授業の間に行われるミーティングのようなもので、サークル（車座）になって日常の出来事を発表する中で、擬似的な家族体験を経験し、信頼関係や思いやりの心をつくるというものです。当番の生徒がある出来事を発表し、全員がその生徒に質問、評価を行い、共感的な感情を育成し、相手を認め合うというものです。

こうした様々なエクササイズを通して、孤立

し、不安を抱えていた子どもたちの間で人間関係がつくられ、仲間意識や安心感を醸成することができます。

学校において、このような人間関係づくりのエクササイズの実施を提案します。教育長の御所見をお示しください。

次に、新型コロナウイルス問題を学びの課題にすることについてです。

「新型コロナウイルス感染症は恐ろしい病気だ」「世界を消滅しかねない邪悪な存在だ」、このような一部マスコミの極端な報道を信じて、必要以上に不安を募らせている子どもたちがいます。

こうした子どもたちに、真実を明らかにするとともに、人類は、これまで幾つかのパンデミックに対し共同して立ち向かい、克服してきたという輝かしい歴史を持っていることを教える必要があります。

今、この時期だからこそ、コロナ問題を学習課題にして、人類史における価値を共有し、前向きに生きる契機にしていく必要があります。

各教科での学びの課題としては、例えば保健における新型コロナウイルスの特徴と、その予防方法の学習、特に日本の公衆衛生がコロナ予防で世界的に大きな評価を得ていること。国語の分野では、作文を通して自分の気持ちを述べること、あるいはカミュの「ペスト」などを読んで、人類の希望を考えること。社会の分野では、公的医療保険制度が整備されていない国で感染者や死亡者が多いことなど、コロナ問題を学びの課題にして、これまで科学や諸制度を発展させてきたことを理解する必要があります。

こうした学びを経て、子どもたちの不安やストレスを解消していくことを提案します。教育長の御所見をお示しください。

以上で第1問とします。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 4番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、収入減により家計が急変した世帯への就学援助の対象拡大について申し上げます。

就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる場合に行うものであり、就学援助の認定基準によって柔軟な対応が可能なことから、就学援助の対象拡大は考えておりません。

次に、子どもたちの不安やストレスの解消について申し上げます。

本市においては、段階的に学校教育活動を再開してまいりましたが、児童・生徒との限られた時間の中で、心のアンケートをはじめ学級づくりのための様々な手だてを講じながら、児童・生徒の不安やストレスの解消に努めてまいりました。

今後も、実態に応じて児童・生徒の心の状況を把握し、不安やストレスを取り除くよう各学校に指導してまいります。

次に、新型コロナウイルス問題を学びの課題にすることについて申し上げます。

各学校におきましては、小学校の体育科、中学校の保健体育科の保健領域において、感染症の予防について学習しております。また現在、新しい生活様式に基づいた学校生活の中において、新型コロナウイルス感染症の予防行動を体験的な学びとして実践しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や予防等について、学校教育活動全体を通じて取り組んでいくよう、各学校に指導してまいります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 まず、就学援助の問題について、再度お尋ねします。

柔軟な対応が可能だということでしたけれども、柔軟な対応が可能だということで、今回のコロナ禍で収入が激減した家庭を救済できるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 就学援助制度の要綱がありますけれども、その中に、教育委員会が特に認めるものということがありますので、そのことで救済できると捉えております。

具体的なことについては、学校教育課長のほうからお話し申し上げます。

○大沢芳朋議長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 上市市児童・生徒就学援助要綱というものがございますが、その中に、対象者ということで3点ございます。

1点目につきましては、生活保護法の規定による生活保護を受けている者。2つ目につきましては、教育委員会が別に定める認定基準に基づいて要保護に準じる程度に困窮していると認められる者。そして、今申し上げた3つ目ということになりますけれども、前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要であると認めるものとございますので、この部分で対応できると捉えているところであります。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 例えば、今一番困っている方、パートで働いているシングルマザーの方、収入が激減して、休校のため子どもの給食もなしということで、大変苦勞していますけれども、もともと就学援助の対象だったかもしれませんけれども、この方が、例えば今申請して、就学援助を受けるということも可能なわけです

ね。

○大沢芳朋議長 学校教育課長。

○遠藤 靖学校教育課長 学校を通しての申請になるかと思いますが、学校のほうで、そういったそれぞれの家庭の集金状況とか、そういったものを踏まえ、そして学校のほうからも、こちらに申出書というものが来ますので、そういったもの総合的に見て判断するというところでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 大変ありがたいと思いますので、ぜひ周知を徹底して、本当に苦しんでいる方が、少しでも救済できるように、支援をお願いしたいと思います。

次に、子どもたちの人間関係づくりのエクササイズということでお尋ねします。

今回のコロナ禍ということで、日本だけでなく、世界各国で大変な、休校措置も取られたりしているわけですが、ほかの国がどういう状況になっているかというのを、ちょっと調べてみたのです。特にユニセフの研究所が行った子どもの幸福度1位のオランダと2位のフィンランドの状況を調べてみました。

オランダ、フィンランドともにICT教育が非常に発達しているという点が共通で、それぞれ休校後2日間のうちに、全部そういうシステムを整えて、何らかの教育上のストップすることがない、こういう対策を取ったということで、日本も今後学ぶべき点が多いなと思いました。

それだけでなく、やはり一番オランダ、フィンランドがすごいなと感じたのは、自主的に学ぶという、こういう風土が出来上がっているのです。子どもたちも家庭も、すぐ休校になったから慌てふためくというのではなくて、既にICTを活用して自分たちで学ぶということ、

子どもたちが自主的にやっているという、これがやはりすばらしいなと思った点であります。

特に、集団づくり、人間関係づくりという点で、第1問目でオランダのイエナプランというのを持ち出しましたけれども、やはりオランダでは、今回に限らず日常的に、授業と授業の間にサークルという、いわゆるミーティングの時間を設けて、当番制で1人の人の発表を受けて、それに対してみんながどういう共感的な雰囲気をつくっていくかという、こういうことが実際やられているという点で、今回のコロナで休校になって、また新学期が始まったから慌てふためく必要はないのだということで、この辺は、日本も今後学んでいく必要があるのではないかと考えています。

ちょっと調べたところ、市内の各学校でも、そういう学級づくりという、いろいろなエクササイズをやっているようですので、これをもっともっと広めて、先ほど例で示したものなど、字面で読めば簡単にできそうな感じがしますがけれども、実際は、ファシリテーターという、そういう訓練を経ないとなかなかうまくいかないというような声も聞こえています。ぜひ教育委員会の指導で、ファシリテーターづくりといたしますか、そういう人間関係づくりのエクササイズというものを全ての先生ができるような、こういう支援を行っていただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 オランダのイエナプランについては、もっと本当は大きい枠、イエナプランという大きい枠の中の今の特化した部分で進められているわけですが、そのことについては、大変我々も評価しているところです。

それで、今回コロナの件で、卒業式、入学式

もずっと休みだったわけで、なかなか新しい学年、それから小学校から中学校、それから保育園から小学校1年生になるという、そういう部分では、教育委員会のほうでも、普通の学年が上がっていく、1歳上がっていくだけなのですが、けれども、中学校は中学校で、中学生になったんだからという要求とか、小学生になったんだからという要求がやはり出てくるわけです。

そういう意味で、市の教育委員会としては、そのリレーゾーン、保育園と小学校、小学校と中学校のリレーゾーンを長くして、ゆったりと教育活動を進めていく、そして出会いづくりをしていくというのが、各学校の先生方が工夫してやられているところでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 とにかく今、授業時間をどう確保するかという点で、非常に気がもめている先生とか保護者も多いと思うのですが、やはり一番大事なのは、その辺の雰囲気づくりとか、集団づくりというか、本当に卒業式、入学式ができなかったというのは、恐らくすごいトラウマになって、今後やはり大きな影響、いろいろなところで出てくるのかなと思ひまして、そうした状況に、さらにいろいろな修学旅行だとか、そういう学校行事が削られると、本当に子どもたちの思い出づくりという場が少なくなってしまうということを、非常に危惧するわけですが、その辺は、ぜひ柔軟な対応で、集団づくりを基調に置いた学校経営をお願いしたいなと思っています。

そうした集団づくりと、ちょっと矛盾するような感じもするのですが、学びの課題ということで、新型コロナウイルスを学びの課題にしてということで、問題提起させていただきました。

先ほど教育長の御答弁で、感染症の予防や知識の習得というのも当然必要なことだと思いますけれども、今、新しい学習指導要領の下、主体的・対話的で深い学びというのが新しく唱えられまして、今、現場の先生も一番苦労している課題だと思いますけれども、まさに今回のコロナ問題ほど、主体的・対話的で深い学びの絶好の課題ではないかと思ひまして、問題提起した次第なのです。

今回のコロナ禍に当たって、私もウイルスという問題を勉強してみましたけれども、細胞を持たず、新陳代謝も行わず、自己繁殖もできず、生物学的には生き物ではないのだそうですね。ただ唯一、ほかの生物の遺伝子の中に自分の遺伝子を組み入れることができるということで、新型コロナウイルスみたいに強い毒性を持つものは、宿主、そこに入り込んで生命を奪うということなのですけれども、ところが、それをやってしまうと、自分も死んでしまうので、ある程度の期間がたつと毒性を弱めると、そして、自分の遺伝子を残していくと、こういう非常に面白い存在なのだそうですね。

しかも、ウイルス感染というのは人から人へというふうに、我々常識的に考えていましたけれども、実はそうでなくて、人の交流がない地域でもインフルエンザが発生するというので、そこで、ある人が考えたのが、宇宙空間からウイルスがやってくるという、そういうことを唱えた、いわゆるアストロバイオロジー、宇宙生物学というのを真面目に考えている人がいました、その考えだと、ダーウィンの進化論では説明もつかないことが全部納得できるというような、考えれば考えるほど面白い課題なのです。

もう一つ、今回のコロナ禍で教訓となったのが、カミュの「ペスト」ですね。

ノーベル文学賞のカミュの「ペスト」を、今回、読み直しましたがけれども、これまで高校時代に読んだときには、不条理という、何か訳の分からない恐ろしい小説のような印象を持っていたのですが、今回、改めて読み直しますと、今、求められているのは、ヒーローとか英雄とかでなくて、誠実に自分の職務を果たす人間であると。自分ができることをコツコツと積み重ねることが希望につながるのだという、こういったカミュの言葉は、今の時代に強く響く言葉ではないかとも思うわけです。

このように、コロナ問題を通じて感染症対策だけでなく、子どもたちに語りかけて、そして希望を導き出すという、まさに学習指導要領の言うところの主体的・対話的で深い学びの題材はたくさんあるではないかということで、しかも、こうした営みが本来の教育ではないかと、私は考えるのですけれども、教育長の考えは、どのような見解をお持ちでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 私も、ダーウィンとかそういうようなことでの認識は、大変不足していますけれども、これは先ほど申し上げましたように、体育の時間とか、保健体育の時間だけでなく、教育活動全体の中でということですので、例えば、担任が朝の時間にコロナのことについて話をする。そして学年で集会などをした場合は、学年の主任がそういう話をして全員に話をする。それからまた、校長講話などというものもあるわけですが、校長講話でそれを取り上げて話をする。そして子どもたちに、コロナについて興味と関心を持たせて、そしてこういう本を読みたいなというふうになって、先ほどのカミュの「ペスト」という本を読みたいなとなってくればいいなと思っているところ

ろです。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思っております。ある心理学者は、とにかく今、子どもたちの再出発のためには、3か月かかるのだと言っています。3か月、ちょっと長過ぎるのかなという感じもしないでもないのですけれども、やはりそれぐらい、今の子どもたちのスタートの状況というのが、普通とは全然違うのだというところで、ぜひ、学校の先生方も、カリキュラムの進行を焦るということではなくて、とにかく子どもたちの心身の健康を優先して、メンバーシップの獲得というところに目的を置いて、今後の教育活動を進めていただければと思っています。

現場の先生方は、本当にどうしたらいいのか、苦勞していると思います。今こそ、やはり教育委員会が現場の先生方に必要な支援を与える絶好の機会ではないかと思っておりますので、その辺の支援をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大沢芳朋議長 次に、12番枝松直樹議員。

〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議席番号12番、枝松直樹でございます。

今回は、最初に駅前広場整備基本設計（素案）についての再検討を求める質問を行います。

山形新幹線が開通したのが平成4年、べにばな国体の開催の年です。そして、この年が、本市の観光客入り込み数のピークの年でありました。この平成4年度と令和元年度との数字を比較すると、その落ち込みに愕然といたします。

平成4年度の宿泊者数は62万9,851人、令和元年度は24万6,792人。平成4年度の入湯税を支払った日帰り客数は12万5,4

37人、令和元年度は4万6,394人。観光客全体の数はといいますと、平成4年度が156万5,206人、令和元年度は61万175人に減少しています。何と、その落ち込みは61%の減というのが、今の上山市の現状であります。

また、かみのやま温泉駅の1日平均乗車人員は、平成12年度は2,132人、それが平成27年度には、市の調べによりますと約1,600人へと500人減少しています。内訳は、高校生など定期利用者が1,100人、一般は500人となっております。

駅舎改築から四半世紀を経過し、駅利用者も減少、さらには、将来新幹線のフル規格化を目指している中での今回の駅前広場整備計画であります。

ここに矛盾はないのでしょうか。しかも計画期間が、令和2年から7年までの6年間という長さを考えると、今々着手しなければならない切迫感はないということではないのでしょうか。

現在まで、四半世紀もの間、現況の敷地の中で全てが行われてきたのであります。私は、このことを最初に認識すべきだと思うのです。一体、誰のための、何のための整備計画なのかということ考えた結果、再検討を求めるため質問に至りました。

このたびの計画は、トイレを除き、駅舎には手をつけない広場整備計画ですから、東西の駅前広場の外側に広がる土地開発とセットにならなければ、どれだけの意味を持つのか疑問というのが、私の最初の第一印象でございます。

駅前広場にだけ手を加えても、市の活性化にはつながらないと思います。駅前広場の外側に位置する周辺の民地が空き地、廃屋、老朽化したビルという状態では、今回の投資効果が発揮

されないのではないのでしょうか。

駅前広場整備計画の目的は、大きく3点あります。

1つ目は、歩行者と自動車の交錯する危険性を除くために歩車分離するとともに、自動車の分かりやすい動線を確認すること。

2つ目は、回転広場に車両ごとに必要な停車スペースを確保し、バス停留所を集約すること。

3つ目は、観光客が上山らしさを感じられる情緒とにぎわいのある駅前広場の整備、この3点であります。

そこで、次の個別項目について、市長の御所見を伺います。

第1に、市営駐車場への入り口変更についてです。

素案では、北側から進入することとしていますが、そのことで駐車台数が減じられます。結果、東口に新たに駐車場を造るとのことですが、現行の市営駐車場のままであれば、東口に駐車場を整備する必要はないと考えます。また、北側から進入するとなると、クリニック脇の道路やアンダーパスの上の側道を通することになり、進入経路が分かりづらだけでなく、隘路のため、交通事故が懸念されます。

次に、賑わい広場ではありますが、これを造るために市営駐車場への進入口が北側に移るわけであり、賑わい広場は、観光案内所を活用すれば十分と考えております。

まちの玄関口としての温泉情緒あふれる駅前にするというのは、今回のレイアウト変更で達成できるとは考えられません。ハードをいじっても、ソフトが伴わなければ話にならないからであります。

次に、交番を移設してロータリーを造る計画ではありますが、それには及ばないと考えます。

現状では、交番の前の一時駐車するスペースが足りないのは課題だと思います。そのためには、交番を南側の駐輪場のほうに動かすことで解決が可能であります。現状の駐輪場には空きがありますから、交番を動かす程度の面積を削ったとしても支障はないと考えます。経費も、ロータリーを造るよりははるかに安く上がります。

次に、バス停ですが、本数、乗降者数を見れば、現在のところで乗降しても利便性が大きく損なわれることはないと考えます。

この質問をするために、朝の混み具合を確認し、かかしクリーンアップ推進協議会の方からも話を伺いました。高校生の状況、送りの車の危険性、南側の駐輪場からの自転車と車の接触の危険性を見ましたが、いずれも駅前広場のレイアウトを変更する必要はないものと私は判断をいたしました。

明新館の高校生は、南側の駐輪場に自転車をとめていますが、これをやめるだけで、車との交錯はなくなります。現場を見て、今すぐすべきと感じたことは、広場の区画線が剥げて見えなくなっていることについて、速やかに線を引き直すことです。カリヨンタワーを回るロータリーも、こうすればスムーズに回れるようになると思います。

高校生は、歩行者専用通路の標示が見えにくくなっているのを、これ見よがしに歩行者専用通路を逸脱し、タクシーの間を斜め通行する始末。高校生のマナーを正しくするだけでも、歩車分離は達成できると感じたところです。

時間はあります。市民の意見もじっくり聞いた上で、素案の再検討をしていただきたいと思います。私のもろもろの提案について、市長の御所見を伺います。

次に、楽しくまち歩きをする環境整備につい

て伺います。

最初に、前川に設置されている遊歩道の周辺整備について伺います。

かつて、30年以上前に、矢来三丁目子供会が前川で灯籠流しをし、その後、それを引き継ぐ形で上山青年会議所が主催し、数年間灯籠流しが行われました。矢来の前川大橋付近から、北町の長生橋辺りまで流したと記憶しております。その後、この灯籠流しのイベントがきっかけとなったのか、平成8年から、県による「前川ふれあいの水辺整備事業」として遊歩道が造られたと聞いております。

この質問をするために調べ物をしていてびっくりしたことがあります。平成25年6月定例会の一般質問で、現在の大沢議長が「河川を利用した観光振興について、(1)魚の放流と前川遊歩道の活用」という質問をしていたのであります。

大沢議員の質問の趣旨、思いは私と同じです。せっかく造ったのに活用もされず、もったいないということが、まずあります。本庁地区会長会と市長の懇談会でも、この前川のことが話題になり、地区から要望書も上がっていたはずで、しかし、平成26年以降の洪水の被害も重なり、状況は改善の兆しどころか悪化するばかりです。

「管理主体は県だから」との言葉は、解決の道を閉ざす言葉に聞こえてなりません。大沢議員の質問を引用させていただきます。

「私も、小学生の頃は、学校の帰りに川に入り、ナマズやヤツメウナギなどを捕まえて、よく遊んだものです」と、このように発言をされていますが、この姿を取り戻すことが大事なことであります。

私は、川をまちづくりに生かす、このことを

考えています。川は、街に風情を与えます。どの街にも中心部に川があるわけではありません。昭和39年に公開された「何処へ」という映画を御存じでしょうか。新人の高橋英樹、松原智恵子、十朱幸代などが本市でロケを行い、大川橋のたもとの建物の2階に、新人の高橋英樹さんが下宿しているという設定でありました。桜が咲いている風情のある前川の姿が映し出されています。この映画に映っている上山をよみがえらせることが、今やるべき上山のまちづくりとしてのなすべきことと私は思い続けてきました。

今日のアシなどが繁茂している姿を取り除いて、行政、地域、企業や個人のボランティアの連携、協力の下、市民が川に親しむことができるように、市が中心になって手だてを講じるべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、大森治豊先生胸像の眉川橋への移設について伺います。

上山医師会のホームページを拝見しますと、会長の挨拶の中に、次のような文章があります。

「さて、上山市医師会の歴史を見てみますと、日本で初めて帝王切開を行った大森治豊は、幕末の上山藩出身であり、文化勲章を受章した医師勝沼精蔵や、薬学博士朝比奈泰彦も上山藩出身者です。茂吉は格別として、この辺りが上山医師会の源流ではなかろうかと考えています」と、このように記されております。

私は、今回は大森治豊先生について質問するわけですが、大森治豊先生を知っている上山市民は、どの程度いるのでしょうか。かつて、宇留野勝弥先生が生きていた時代は、宇留野先生が上山小学校に出向いて特別講話をやっておられたといえますから、記憶に残っている方も多いかと思えます。

大森治豊先生は、7歳のときに上山藩医であった父に連れられて、安政6年（1859年）に江戸から上山に移り、藩校明新館に学び、明治12年、東京大学医学部を卒業、その後、福岡医学校に赴任し、江戸時代から明治に変わって20年もしない中、明治18年、日本で初めて全身麻酔による帝王切開手術に成功し、母子ともに命を救ったのであります。

明治36年、京都帝国大学福岡医科大学、現在の九州大学が創設され、初代学長兼附属医院長となり、我が国における内臓外科の神様として活躍したと言われております。

九州大学病院には、フロックコートに身を包んだ大森先生の大きな銅像が立っていますし、東門から大学病院へ至る道は、大森通りという名前で今に残っております。

本市の大森先生の顕彰碑としては、上山小学校の脇に、宇留野先生が昭和47年2月に建立し、市に寄贈したという胸像があります。そして、胸像の横には、大森治豊先生帝王切開百周年記念碑が建っています。これは、昭和60年11月に九州大学医学部同窓会が費用を全額負担し、大森先生の胸像の周辺整備を行った記念碑であります。

一方、二日町の眉川橋のたもとに、かつて小林病院があったところには「九州大学創設者大森治豊先生宅祉」という碑があり、側面には「帝王切開創始者」と記されています。これは、やはり宇留野先生らによって、昭和39年2月に建立されたものです。

何年か前に、まち歩きのための看板も設置されていますが、そう目立つものではありません。

そこで私は、上山小学校にある胸像を眉川橋のたもとに移せないかと考えました。そのことで、より多くの人々の目に触れ、大森治豊先生の

顕彰につながると思います。

市民の認知が進み、学校や図書館などでも郷土の偉人として取り上げていただければと願うものであります。胸像の移設について、教育長の御所見を伺いたいと思います。

○大沢芳朋議長 この際、枝松議員に対する答弁の前に、正午にもなりますので、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

枝松直樹議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、駅前広場整備基本設計の再検討について申し上げます。

基本設計については、市民、駅利用者及び関係団体などの意見を踏まえた整備活用方針のほか、かみのやま温泉駅前広場利活用検討委員会における議論等に基づき策定しております。

議員御指摘の基本設計に対する個別項目については、これまで説明し、お示ししてまいりましたとおりであり、現況を生かした設計については、車道と分離された歩行空間創出等の整備目的が達成されないものと考えております。

なお、今後の事業の進め方については、パブリックコメントや市民の意見を踏まえながら、引き続き丁寧に進めてまいります。

次に、前川に設置されている遊歩道の周辺整備について申し上げます。

前川の治水対策と環境整備は、管理者である県が行うものでありますが、河川愛護活動支援制度を活用することで、市民、企業、市の連携協働による一定の環境整備は可能となっております。

前川において、同支援制度を導入するため、既にこれまで市では、建設機械を所有する企業に対し、地区を支援する活動への参加の賛同を得るとともに、沿川地区会に対して愛護活動団体の参加を働きかけてまいりました。

引き続き、協働による前川の環境整備が可能となるよう、沿川地区会に声がけ等を行い、支援してまいります。

なお、河川内の雑草や堆積している土砂の撤去など、治水対策となるしゅんせつ作業については、管理者である県に要望しております。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 12番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

大森治豊先生胸像の眉川橋への移設について申し上げます。

胸像は、大森先生が学んだ藩校明新館の近くに建っていること、大森先生が初代医学部長を務めた九州福岡を遠く望んでいること、さらに、九州大学医学部同窓会において、胸像周辺整備費用の全額を負担し、一体的に整備していることなど、設置経過を含め、設置に関わった方々の思いを大切にしなければならないことから、胸像を現在地から移設する考えはありません。

なお、教育委員会で編集発行した「かみのやま人物記」において大森先生を紹介しており、各学校や市立図書館において活用が図られております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それでは、それぞれ詳細についてお伺いをいたします。

まず最初の駅前広場の関係でございますが、今年度中に、予定ですが、立地適正化計画というのが策定されようとしております。その計画と、今回の広場整備計画との整合性がどう図られるのかということが、私の最大の関心事でございます。

先ほども申し上げたのですが、東西の駅前広場の外側に広がる土地開発と、このたびの素案がセットにならないと、今回の整備計画が、どれだけ充実したものになるのかと、甚だ疑問でございます。駅前広場だけに手を加えても、市の活性化にはつながらないと申し上げましたけれども、その周辺の民地、空き地、廃屋、老朽ビルと、こういったものについて、投資効果が発揮されないと思いますけれども、市長の御所見を、この点について見解をお伺いしたいのですが。このたびの広場整備計画と立地適正化計画との関係なのですが。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 駅前整備と立適の関係ということでございますけれども、駅前整備につきましては、昨年2月に、まちづくり全体をお示しました都市マスタープラン、これの中で市街地整備事業ということで、駅前事業の実施については位置づけをしております。

いわゆる土地の利用の関係につきましては、駅の西側、東側、こういったところも含めて、今申し上げた計画でお示しをさせていただいておりますので、これに基づいて進めていきたいということでありまして、なお、御発言のとおり、今年度立適、今作業をしてございまして、なるべく早期にお示しできればと考えておりますのでございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それでは、再度伺いますが、今年、令和2年度、それで都市計画事業費が約2,800万円あると思いますが、当初予算で、その中には、ファサード改修、立地適正化計画の策定に要する委託料、そして今回の広場計画に関する調査費用、移転に伴う調査費用などが入っていると思いますが、令和7年度を最終年とすれば、具体的に作業はどう進められていくのか、今年度、来年度、それ以降、土木工事はいつから始まるのか、この辺について、改めて伺います。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 御発言のとおり、今後のスケジュールということでもありますけれども、今年度、先般お示ししてございますけれども、1年程度見直しといたしますか、延長させていただくということで御説明しておりますけれども、事業そのものをどうのこうのということでは当然ございませんので、今年度につきましては、物件の調査ですとか、全体の事業費をしっかりと抑えるという必要もございますので、今年度は物件の調査、それから用地の調査、こういったところをしっかりとやらせていただきまして、来年度につきましては、当初、来年度から交付金を活用した事業を進めるということでありましたけれども、この間の御説明のとおり、今年と来年度にかけて丁寧に事業の説明を、地元等に説明をさせていただくという期間として捉えておりますので、その後、来年度以降の部分につきましては、今後の状況なども当然出てきますので、今のところ申し上げられるのは、しっかりと見直しをする関係の作業をさせていただいて、交付金事業につきましては、1年先ということになりますので、現時点では、令和

4年度から進めていければと考えております。

その後につきましては、これからの状況で変わってくるというふうなことがありますけれども、その後はまた、適宜情報を出させていただければと考えてございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 改めて9月議会以降でもお伺いすることになると思いますが、タイムスケジュールも、ちょっとこれからまた揺れ動いていくような感じと私は受け取りました。

交付金事業が令和4年からということでありまして、パブリックコメントが18件も来ているということ自体が、これは今までにない、私は市民が大変大きな疑問を持っていることの表れでもあると思います。

昨日、私の家に駅前関係の人が来まして、明日頑張ってくださいと言うのですね。何だと思ったら、本当に、その人なりの意見を私も伺いましたけれども、これはかなり調整するのにも時間がかかるのではないかと思います。

特に一番大きい問題は、市営駐車場に北側から進入するということについては、どう見ても合点がいかないということでもありますから、これについて、回答は今はいいです。個別にいろいろお話しさせていただきましたけれども、今回は見送りをさせていただいて、次回の議会にさせていただきます。

○大沢芳朋議長 副市長。

○塚田哲也副市長 駅前広場について、関わってきたので、一言だけ申し上げたいと思います。

北側については、これまでも御説明させていただいているとおり、改めてここは、もともと我々は安全・安心ということを確認したいということで、どういうやり方があるかということで、北側に入りを設けようということが1つ

の方法だと思って提案をさせていただきましたが、御意見をいただいたので、ここは改めて再度検討すると申し上げたところです。

その上で、今回の駅前広場の目的については3点あったと。安全・安心、それから一般車とバス、その乗換えの利便性の向上をする、それから混雑緩和を図る、それから上山らしさの醸成と、この3つを達成したいというふうに考えていて、それに基づいて調査をして、アンケートも取って、法令の基準、それから国の駅前指針に基づいて提案をさせていただいたところです。

ここまでのところは、我々の考え方をお示しさせていただいたということです。もちろん、整備するに当たっては、いろいろな御意見もあります。インフラ整備というのは、とかく情報の非対称性とよく言われますので、今回、枝松議員もマナーで解決できるということも、1つ情報が十分渡っていないというところの表れなのかなと思っていますので、このあたり、対話を重ねて、さらにいいものにしていきたいと思っています。

それからもう一点、この乗換え利便性向上というの、人口問題のこと、何で今なんだよというようなことをおっしゃいましたけれども、人口も減っていく一方で、高齢化も進んでいくということであれば、公共交通環境というのはしっかり整備していく必要がある。バス停については駅から離れたところにありますけれども、170本ぐらい出ているということでございますので、そこを駅にくっつけるということで、さらに公共交通環境は向上すると考えていますので、このあたりも丁寧に説明して、御理解をいただくように努めていくということになっていっていると思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 副市長におかれましては、本当に今回最後の議会になろうかと思えます。これまでどうも御苦労さまでした。

最後に1点だけ、駅前について、交番についてだけ1つ申し上げて終わりたいと思いますが、駅前の交番の裏手には、駐輪場とフェンスのところ結構なスペースがあるということ、今回確認してまいりました。さらに、交番の西側に6台分の駐車場があります。これを何に使うかということ、交番に勤務する警察官の方が使うのです。ところが、ほとんど1台、多くて2台です。それも含めて、ぜひ御検討をいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、次に前川についてですが、「市でも引き続き支援してまいります」というのが、先ほどの回答でしたけれども、今までうまく機能してこなかったということがあると思うのです。ですから、これ以上地区に対して、あるいは企業に対して期待をしても、なかなか難しいと思いますので、従来のやり方と変わったやり方を、ぜひ御検討いただきたい。特に、地区では高齢化や人数も少なくなっておりますし、過大な期待は難しいのかなと。

先般、県議会議員の秘書の方ともお話ししまして、今年度中ですか、しゅんせつもするような予定だということを伺っておりますけれども、しゅんせつしても一時的なものですから、その後の、特に飛び石ですね、遊歩道が右と左と交互にあるのですが、その間を行き来できるような状態ではございません。飛び石が埋没しています。さらに、ガードレールも貧弱で、あそこちょっとふざけて接触したりしたら、河川に入っていくという危険性もありますので、ぜひ、この辺の問題点をさらに洗い出させていただいて、

どういう組織が機能できるのか、御検討をいただきたいと思いますが、この件について、何か、もし方針等がありましたら、お伺いいたします。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 平成29年から7つの沿川の地区会の方と、いろいろな取組といたしますか、川についてのまちづくり、きれいにするのだといたしますか、そういった働きかけをお願いをしておりますけれども、御発言のとおり、なかなか地区におかれましても、いろいろな御事情もあるということで、この間、ちょっと進め切れていないというのがありますけれども、いずれにしましても、河川を地元で親しんでいただけるような取組を進めていく必要が当然ございますので、今後、引き続き地区会と話し合いながら進めていきたいと思っております。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今年の3月議会で、私は旧村尾旅館を活用したお城周辺の整備について提案をさせていただきましたけれども、今回の前川の河川整備については、一方ではお城周辺なのですけれども、あれだけいい河川がありますから、川をまちづくりに生かすという観点で、私は質問させていただきました。

川と住民との関係ですが、これが今、敵対関係にあるのではないかと考えているのです。かつては、川の恵みというか、川から恩恵を受けていた部分が、今は氾濫とか何かそういう関係で、川を管理する対象にしてしまっている。そういう関係で大変不幸な関係にありますから、やはり川と共存できるような、恵みを受けるような管理をぜひ目指していただきたいと思えます。

次に最後の大森治豊先生の関係でございますが、今回、質問するに当たって、市の職員OB

の方にお話を伺いました。そして、先ほど教育長、大変申し訳ございませんが、私に対してゼロ回答でしたけれども、やらないという、理由が全く筋が通っていないと私は判断をいたしました。

まず、順番に言うと、藩校の明新館の近くに建っているということ、それから九州のほうを向いているということ、それから、設置経緯を含めて設置に関わった人の思いを大切にしなければならぬと。この3点を私に対する反対の意見として述べられて、だから移設しませんよと。だけれども、これは全く私は違うのではないかと考えています。

市民会館がかつてあって、そこに建てたわけですが、当時、昭和60年に、九州大学医学部の同窓会が、あそこに碑を造ったわけですが、それまで毎年、医学部関係者が、九州からわざわざ足を運んで、大森先生のお墓、浄光寺にあるのですが、そこをお参りをし、さらに裏町の宇留野先生の自宅に行って線香を上げたと、こう証言されています。

それで、それが何年か続いて、明治18年に帝王切開をやっていますから、そこから数えて100年の昭和60年11月に、あそこに碑を造ったと、こういうことですね。

当時、高低差がありましたから、そこに階段を造ったり、植え込みを整備するなどしてやっただと。当時そこは市民会館の脇だったと、こういうことです。

今回、市職員OBの方に話を聞いたところ、大変いい提案だと。その人も関わったわけですが、当時、そんなこともありまして、ぜひ九州のほうには向かないかもしれませんが、ぜひこれを住居跡と合体して、大森先生の顕彰をしていただくことを切に御要望申し上げておきた

いと思います。終わります。

○大沢芳朋議長 次に、14番高橋義明議員。

〔14番 高橋義明議員 登壇〕

○14番 高橋義明議員 議席番号14番、会派孝山会、高橋義明であります。

通告に従い順次質問をさせていただきます。

初めに、茂吉記念館前駅周辺の整備についてであります。

当駅は、1952年3月、北上ノ山駅として開業、付近に県立上山農業高等学校、競馬場があり、1968年9月、斎藤茂吉記念館の開館もあり、最寄り駅として多くの利用客がありました。

その後、高等学校と競馬場はなくなり、跡地利用が懸案となっておりましたが、近年において大型倉庫店や大手医薬品工場をはじめ多くの企業誘致が進んでまいりました。

また、直売所、セレモニーホール、飲食店も集積し、本市最大の医療・福祉施設が拡張されるとともに、近くには新興住宅街も広がりを見せております。

茂吉記念館前駅を最寄りとする北部地区は、このように地の利を生かして発展してきたわけですが、これからは、どう定着させていくかです。人口減少社会の中で、社会資本を充実させながら、定住人口をいかに拡大基調で定着させていくか。それができるのが北部地区であります。

働く場所があり、医療機関があり、福祉施設があり、文化施設があり、景観がよく散策ができる環境があり、いまだ開発の可能性を残している魅力的なエリアであります。それにふさわしい駅周辺の環境整備が望まれます。

北部地区の土地利用を考える上で、喫緊の重要な課題が2つあります。

1つは、温泉健康施設予定地であった用地と源泉の利用策であります。これについては、土地所有者である斎藤茂吉記念館と協議をして検討していく案件です。記念館にとって、温泉健康施設はリニューアル後の入館者数の増を見込める好材料として大いに期待していたために、今回建設に至らなかったことを残念に思う理事の声が伝わっております。

リニューアル前に入館者数の推移を見てみますと、べにばな国体のあった1992年度の7万9,321人、1日平均人数226人をピークとして下がり続け、最近は1万人前後、1日平均で30人前後と2桁が続き、開館当初と同程度にまで低下しております。記念館関係者の期待の大きさがしのばれる数字です。

私としても、議員になった直後の2011年6月21日と翌年の12月4日の2回、温泉健康施設の実現に向けての一般質問をしております。温泉を科学的に利用することは、40年来考えてきたことでありますから、それなりの思いがあります。

2号源泉は、弱アルカリ性単純泉とはいえ、35度あり、できれば有効に活用する事業体に売却か貸与したいところです。記念館との協議と、その後の展開に期待するとともに、議会としても真剣に考えるべき問題です。

もう一つの課題は、県有地です。県は、本市にとっても好影響をもたらす土地利用について検討を進めているとのことですが、このことにより、今後、本市が借用している県有地を返却しなければならないことが想定されます。県有地の中には、本市が造った駐輪場や市道、あるいは市民農園や景観をよくするための取組に供した用地が存在しており、返却時には、現在ある道路をはじめ現状の利活用が維持できるのか

危惧しております。

加えて、斎藤茂吉記念館の将来と、さきに述べた北部地区の発展など、本市にとっては斎藤茂吉記念館の機能が十分に発揮され、山形駅まで9分の利便性が生かされることが重要と考えております。

そのために私は、次の3点について提案するものであります。

1点目は、県有地内の今後の市道の在り方です。

改めて当駅に通じる道路を見てみますと、主要地方道山形上山線と平行に走る道路があり、そこから3本坂を下る形で道があります。最もみゆきが丘団地に近い道路は、センターラインつきの6メートル道路と見られ、側溝を含めると道路用地の幅は約7メートルあり、市民農園まで延びています。そこから左折しますと、約5メートル幅となり、駅に通じる中央を下る道路と交差します。中央の道は、アスファルト幅が約6メートル、車道外側線の幅は4.5メートルです。交差点より駅に下る道幅は約2.5メートルとなり、そこには「この先70メートル通行止め」の標識があります。軽・小型特殊以外通行止めとなり、通勤時間帯には、安全上、歩行者以外は自転車とバイクのみとなります。

交差点から先は2.8メートルの道となり、最も北寄りの約3メートル幅の下り坂に続いております。この北寄りの道は、道幅が狭い上に草木が繁茂して暗く、市民からは、毎年のように苦情が出ているところです。

令和2年2月17日、北部地区公民館における第7次上山市振興計画後期基本計画の地区説明会の際にも、北部地区の住民からは、駅に至る環境の実態について、細部にわたっての発言がありました。内容は、多岐にわたるものでし

たが、その中でも、駅までの道路の見通しの悪さや暗さを含めた歩行者の防犯上の危険性を感じていることと、車での送迎の不便さにも言及しておりました。

確かに、送迎車は駅まで近づけず、駐車スペースやロータリーがないということで、無人駅とはいえ時代のニーズに合わず、困っている地区民が多いことを主張しておられました。

一般的な駅なら普通にある送迎車用の駐停車スペースと、車の方向転換用のスペースが当駅では地形的に無理があり、改善するには土の移動が必要であることを以前から感じておりました。

当該地の利用について話題になるたびに、実現のタイミングを模索していたわけです。県有地を自由にはできないこともあり、実現は困難なことであります。

今後の県の利活用等を勘案すると、県道から駅へ通じる道路は、でき得るならば額縁状に道路を回し、駅に接する形で整備していただければ合理的なのではないかと考える次第です。

県で整備した南側の道路を生かした形で延長し、道幅も同規格のまま北側出入口まで外周させていただければ、双方向の通行が可能となります。

市民をはじめ駅利用者の利便性を将来にわたって確保できますよう、県に要望していただきたいと存じますが、市長の御所見をお伺いいたします。

2点目は、屋根つき駐輪場の設置です。

現在、同駅前には駐輪場が整備されており、主に高校生や大学生に利用されています。基礎が打たれ、パイプの仕切りがなされており、倒伏防止やチェーンでつなぐことも可能です。かなりしっかりした造りではありますが、屋根がな

く、雨ざらしとなります。特に冬は風雪にさらされ、積雪、夜は凍結することもありますので、ぜひ屋根つきにしてもらいたいところです。

この駐輪場も県有地を借りて本市が市民生活課所管で整備し、管理しているものですが、継続的な駐輪場の機能維持は必要でありますので、屋根の整備も含め県に要望していただきたいと存じますが、市長の御所見をお伺いいたします。

3点目は、斎藤茂吉記念館に通じる階段の改良であります。

当駅で上りの2番線を下りると、「これより左にお進みください」と、記念館への案内が目に入ります。無論、下りの1番線ホームからは、踏切を通過して東側に回ることになります。遠方から茂吉を訪ねてみえる方の多くは、この小道を通ります。年齢的には、年を追うごとに高くなっています。この小道には手すり付きの階段があり、大変風情があります。ここに階段を造ってくれたことは、実に気の利いた手だてでありました。なぜなら、ここは急な坂になっており、滑りやすいため上りやすくするための工夫はされていたのですが、来館者はここを通らず大通りまで上り、大回りして陸橋を渡るルートが通常視されていたようであります。

JR利用者は、新幹線を山形で降り、駅で食事を取ってから上り電車で訪れ、この階段を上るというパターンが増えているといます。かみのやま温泉駅で降り、観光案内所等で食事をしてから訪れる客を増やしていきたいところです。

無論、この階段を通るのは来館者ばかりではありません。記念館の職員の話によれば、金瓶地区をはじめ地元の方の駅利用者は、この道を通り、また、ウォーキングコースにしている市民も増えてきたといます。しかし、ありがた

いはずのこの階段が、利用者にとっては意外にきつく感じられている様子に、心を痛めているといます。よく見ると、階段は擬木で、1段の高さが擬木2本分で造られており、手すりを利用しても、上り下りの負荷が大きく感じられます。

ここは利用しやすくするため、階段の高さとピッチを調整してはいかがでしょうか。ここは県有地ではないので、市ができることです。なるべく早く改良を施して、利用者に喜んでもらいたいものです。市長の御所見をお伺いいたします。

次の質問は、農地つき空き家による田舎暮らし指向移住者受入れについてであります。

私は、平成27年9月4日の一般質問で、農地つき空き家を利用した定住促進について質問をしております。全国的な田園回帰の潮流の中で、この事業を進めることは、農村の人口減少対策、耕作放棄地の抑制や農村の活力増進に寄与するとして、農業体験用施設とお試し空き家の準備や、農地、農家空き家バンクの整備と情報発信についての提案をいたしました。

市長からは、調査研究を進めるとしながらも、農地の貸手の協力や農家の受入れ態勢の重要性が指摘されました。地域ぐるみの受入れ態勢の醸成を図ることが、まず大切であることが示唆されたわけです。

当時は、本市の空き家政策の黎明期でありましたが、空き家バンクや県、東北芸工大等と連携して取り組んだ空き家再生リノベーションプロジェクト、ワインの郷プロジェクトによるワイン用ブドウ生産者や醸造家の移住とワイン畑の取得が進み、そして現在の産学官金が連携するNPO法人かみのやまランドバンクの取組により、市中心部における上山型の空き地、空き

家政策が、他市からも注目されるまでになったわけであります。

さて、県外からの新規就農者の多くが、ワインの郷プロジェクト関係者の方と、その家族であり、園地は松沢、久保手、生居などに求められており、農地つき空き家の実績については、5月に認可されたばかりの方で土地は1ヘクタールとなります。

こうしてみますと、本市へは耕作目的が明確な方ばかりであり、当初想定の田舎暮らし指向とは一線を画すものであります。

このような中、最近では家庭菜園程度を想定し、空き家に付随する農地の面積要件を1平方メートルとする自治体の取組の例が目を見くろむようになりました。つまり、多種多様な業績や生活様式を持ちながら、田舎暮らしを楽しむというライフスタイルを可能にする方法です。

このたびの新型コロナウイルス禍でのテレワークに見られるように、新しいライフスタイルの定着が模索される中で、本市への移住を促進するPRの一つとして、新しく組み込めるものでもあると考えますが、農地つき空き家による田舎暮らし指向移住者受入れの推進について、市長の御所見をお伺いいたします。

また、現在本市での農地取得下限面積は20アール、空き家に付随する農地の場合は1アールです。1アールは100平方メートルで、これがハードルになる場合もあります。実際の畑が100平方メートル以上なければならないということになりますし、100平方メートルでは多いと感じている方もいます。

この際、空き家に付随する農地の場合は1平方メートルとし、幅広い需要に応えながら、本市の定住人口を確保していくべきと考えますが、空き家に付随する農地の取得下限面積の引下げ

について、農業委員会会長の御所見をお伺いし、私の質問といたします。

○大沢芳朋議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 14番高橋義明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、県有地内の今後の市道の在り方について申し上げます。

駅利用者の利便性の向上や安全性の確保のため、県道から茂吉記念館前駅につながる市道は必要と考えておりますので、今後、県有地の土地利用計画に併せ、将来的な市道の在り方について県と協議をしております。

次に、屋根つき駐輪場の設置について申し上げます。

駅周辺の駐輪場につきましては、駅利用者の利便性のために必要な施設と考えており、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、今後も駐輪場が確保できるよう、屋根の整備も含め、必要に応じ県と協議をしております。

次に、斎藤茂吉記念館に通じる階段の改良について申し上げます。

当該階段につきましては、手すり設置等の補修工事を平成28年度に実施しておりますが、階段の踏み面が洗掘されるなど、経年等により歩きにくさが出ている箇所があることから、今後、駅利用者等のニーズを伺いながら補修してまいります。

次に、農地つき空き家による田舎暮らし指向移住者受入れについて申し上げます。

これまで農地つき空き家を希望する移住相談は少ない状況ではありますが、本市が持つ自然及び農業を行う環境は、移住・定住を促す強みであることから、移住希望者のニーズに応える多様な対応策の一つになると考えております。

○大沢芳朋議長 農業委員会会長。

〔花谷和男農業委員会会長 登壇〕

○花谷和男農業委員会会長 14番高橋義明議員の質問にお答えいたします。

農地つき空き家による田舎暮らし指向移住者受入れについて申し上げます。

農地の取得下限面積については、農地の保有、利用の状況及び将来の見通し等から見て新規就農を促進するために適当と認められる面積を毎年設定しており、面積の引下げについては、農業委員会において協議をしております。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 それでは、順次、質問したいと思います。

初めに、茂吉記念館前駅周辺の整備についてであります。市長には、大変御理解を賜ったものと受け止めております。

県と、あるいは知事との協議が予定されているわけですが、次はいつ頃になる予定なのかお伺いします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 例年ですと、5月頃、6月頃だと思いますが、今回の新型コロナウイルスの関係で、日程調整をしておりますが、おおむね7月上旬ぐらいになると、今、調整しているところでございます。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 7月上旬の頃になるだろうというようなことで、大変、時期的にも恵まれたなというふうに受け止めさせていただきました。

早速の対応に感謝するところでありますが、ところで、県有地につきましては、どのような使い方に今後なるか分からない中で、敷地を最も自由に使える方法というものを考えたときに、

私は額縁状にして駅に接する形が合理的だなというふうに考えましたけれども、基本的には、市長もそういう考えに同意していただけるものかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 提案は額縁状ということでございますが、県の土地利用がどういうふうな形で利用されるのかということもございまして、額縁状が理想的かもしれませんが、もしかしたならば、南側の道路を整備をして、安全・安心な駅前の行き来ができるようなということになるかもしれませんし、ここは県がどういう企業といいましょうか、あるいはどういう利用の仕方をするかによって違って来ますが、いずれにいたしましても、駅利用者が支障を来さないような道路の整備は、当然、知事だって考えていると思いますし、私も考えておりますし、その辺は具体的に土地利用がなったときに、その話が出てくるものと考えております。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 よく分かりました。ぜひ、市長の最初の答弁にもありましたように、駅利用者の利便性の向上、そして安全性の確保、そして、今おっしゃられたところの利用者の利便性なども、それから私が最初に申し上げました今後の北部地区全体の発展にも大きく関わりを持ってまいることですので、今後の県との話合いに期待を寄せるところでありますので、市長にはよろしく願いをするところであります。

次に、屋根つき駐輪場の設置についてでありますけれども、今、7月あたりに知事との話合いが持たれるとのことですが、実際に県

に返還をする時期といたしますか、次の利用が実際に行われるのは、いつ頃なのかということについては、現在のところ、市長のほうではどのように感触として受け止められていらっしゃるかと、お伺いします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 県の土地利用の中で、あの駅前の駐輪場まで果たしていくのかどうなのか。我々としては、やはりそこまでということではなくて、やはりそこは最小限確保してくださいというのが我々の考え方でございますので、これは、これからの調整だと思えます。個人的には、確実な市道、確実な駐輪場、駅前広場というのでしょうか、そこは担保していただくということは強く申し上げていきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 私は、今の屋根つき駐輪場の件について、2つのことを心配しておるわけで、1つは、間もなく土地利用が検証というか、新しいやり方に変わると、返還するということであれば、手戻りにもなりますので、市が今管理しているわけですから、市の手で屋根を今つけるというのは、手戻りになるというような観点から避けるべきだろうと思っているわけです。

しかし、何年かかるか分からないよと、数年かかりますというようなあんばいでありませれば、できることなら、簡便な形でも結構なので、屋根をつけることによって、その機能が保証されやすくなるというふうに思っているところなので、その管理が移る時期がいつ頃になるかということが、1つは気になったところなのであります。

まだ、いつかということについては、情報はないと理解してよろしいのでしょうか。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 いつかということについての情報というのはございません。ですから、今度会ったときに、2人で話ししようと思っております。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 それでは、いつかということについては、私がそういうことを考えているということ、市長の頭の中に記憶にとどめていただきまして、よろしく判断をお願いしたいなと思えます。

もしも、ちょっと時間が長くかかるようなところであれば、先ほど私が申し上げましたとおり、市の手で建てるということも、1つの選択肢であろうかと思えます。そのときには、金谷側にも実はありまして、昨日ちょっと見てみますと、茂吉記念館前駅の西側にも50台ちょうどありました。そして、金谷側には10台ありまして、うち1台がバイクでありました。

そんなこともありまして、可能かどうかは、分かりませんが、やるなら両方なのかなというような、これも申し上げさせていただきたいと思えます。

駐輪場については、そのように考えているところでもありますので、比較的早く返還の時期が来るのであればいいのですが、そうでない場合はお考えをいただきたいなと思っております。

次に、第3点目の斎藤茂吉記念館に通じる階段の改良についてであります。

これも、市長からは大変理解をしていただいたというふうに思えます。

この階段ができてからは、非常に付近の景観がよくなりまして、ここを歩いていけるのだなということが明確になりましたし、市民の

中でも、大変好評であるということでもあります。

また、このたびの質問に当たって、先日、踏み込みの面のところ、ちょっと低くなっている部分があったのですけれども、早速、建設課のほうで砂利を入れていただくとか、今できることをすぐにやっていただいているということに對しまして、まずは感謝申し上げたいと思います。

これは応急措置でありますけれども、今後の補修の方法について、いろいろな選択肢があると思いますが、今考えておられるような具体策、できる範囲で構いませんが、御紹介をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 できるだけ早期に補修したいという考え方がありますけれども、内容につきましては、御質問の中にもございましたけれども、現況の擬木、使えるものとそうでない箇所もございますので、なるべく高低差はなくすような考え方と、あといわゆる踏み面、奥行きですか、こういったところを歩きやすいような考え方で、できるだけ早期にやっていければ、修繕という扱いでやらせていただければなと思っております。

○大沢芳朋議長 高橋義明議員。

○14番 高橋義明議員 大変便利な上に景観もよくなっておりますので、その方向で進めていただきたいと思っております。

ついでに申し上げますけれども、その隣にチェーンを張ってあるところがありまして、そこは階段を上れない人が、いわゆるあのスロープですと車椅子でも対応できるようなスロープでありまして、その先には、よい水飲み場とか、島木赤彦の短歌が、石碑があるというような環

境がございます。

ぜひ、そこも将来整備をする必要があるのかなというふうに見ております。

それから、最後の農地つき空き家による田舎暮らし指向移住者の受入れについて、簡単に申し上げますけれども、市長並びに農業委員会会長におかれましては、大変御理解をいただいたと力強く思っているところです。

昨年の行政視察で伊賀市に行って学んできたわけですが、京都市におかれましても、次々と1平米が実現し、または検討も進められているという状況を見てまいりました。

少しでも空き家、それから耕作放棄地の拡大を食い止めるとともに、小さな農地で農業に触れた移住者が、地域の農業の担い手になってくれるということを期待しているというふうなことで、本市でも、今後の展開に大きく期待をしているところであります。

最後になりますけれども、本市の空き家政策を進める上で、塚田副市長におかれましては、大きな啓示を与えていただいたことに対するお礼を申し上げなければと思っているところです。

それは、平成30年8月3日、新湯の旅館の一室でありまして、その講演会でのことであります。本市に合った空き地と空き家の活用の仕方、そして行政がまちぐるみで行う新しい土地開発の手法について、詳細に御教授を受けたところであります。

現在の上山型空き地・空き家政策として結実したものであります。副市長におかれましては、4年間、多岐にわたる仕事をさせていただきましたが、今後とも、本市の人口問題にも引き続きまして、御健勝にての御協力をお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大沢芳朋議長 この際、10分間休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時08分 開議

○大沢芳朋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番川口豊議員。

〔9番 川口 豊議員 登壇〕

○9番 川口 豊議員 議席番号9番、市民クラブ川口豊でございます。

通告に従いまして、順に質問をさせていただきます。

1つ目、新型コロナウイルスに対する小中学校の対応について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大という惨事は、私どもがかつて経験したことのない大惨事であります。感染エリアを全世界に広め、中国の武漢市において感染が拡大したという報道を受けてから、約6か月、半年が過ぎようとしておりますが、いまだ完全終息のめどが立たない状況が続いております。

本市におきましても、4月1日に初の感染者が確認されてから、しばらくは感染拡大傾向にありましたが、市当局をはじめ市民各位の様々な協力、そして御努力の結果、その後の感染拡大はなく、今は落ち着いた状態を保っています。

しかしながら、専門家等の話では、完全終息までは、かなりの長期戦を覚悟しなければならないとの情報も報道されております。

学校現場におきましては、3月上旬から全国規模で休業要請が出され、市内の小中学校は全て臨時休校の措置となり、そして4月初旬からは、保育園や認定こども園、児童センター、放課後児童クラブ等に至るまで、登園自粛要請が

行われておりました。

昨今は、収束傾向にあるため、3密を回避しながら、ようやく通常の授業が行われておりますが、専門家が心配しておりますとおり、第2波、第3波の感染が広がれば、再び休校措置を取らざるを得ないという懸念も拭い切れない状況であります。

このたびの全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、各学校ではオンライン授業が話題になりました。企業においてはテレワークが浸透し、まさにICTを活用した授業、そして仕事が新しい生活体系として確立されようとしています。

ICTが確立すれば、コロナ禍に限らず、昨今増加傾向にある自然災害等での避難や自宅待機といった事例にも活用が可能となります。

東京を中心とした首都圏でも、オンライン授業を行う際にWi-Fi等の通信手段が全ての児童・生徒の御家庭で整備されているわけではなく、行政が予算を取って整備や貸出しを行い、対応しているというニュースも流れました。

そこで、本市の児童・生徒の御家庭では、通信手段の環境がどの程度整備されているのかという実態調査を教育委員会管理課で現在行っているとお聞きをしており、その結果につきましては、近々集計が出るものと伺っております。

本市におきましては、計画していたGIGAスクール構想の予定を大幅に前倒しをして、児童・生徒全員にその通信環境を整備する計画を本年度中に完成させるという発表が先日なされました。

今後また起こるかもしれないと予想されている第2波、第3波に備えて整備をしておくということが急務であると、私も感じておりましたので、大変心強く感じているところであります。

なお、本年度中とはいえ、実際に通信環境の整備が完了し、児童・生徒全員にタブレットが準備されると聞いておりますが、できるだけ早急に整備が完了することを強く望むところであります。

そこで、1つ目の質問ですが、各学校のホームページの充実による家庭との連携についてであります。

市のホームページから教育委員会のバナーにアクセスをしますと、各小中学校のホームページを見ることができます。これは、本市の場合、市の教育委員会が整備したもののようで、開いてみますと、現在は、2020年5月29日に更新をされているようであります。

現在開設しているホームページをさらに有効に活用すべきであると思えます。特に、昨今の新型コロナウイルスによる各学校の対応も、それぞれ急に発表されることが多い状況となっております。

聞くところによりますと、各学校において、いわゆる緊急メールシステムによる通信ツールを整備されているとのことですが、それは学校からの一方通行の通信ツールだそうであります。

参考までに、神奈川県厚木市の依知南小学校のホームページを拝見してみました。当然、全く知らない学校ですが、その学校の様子がよく分かります。これを保護者が見ますと、実際に学校に出向かなくても、学校全体や各学年の様子が手に取るように分かります。当然、毎日のように新しい記事が更新されているようであります。

これは、学校と家庭をつなぐ通信ツールとしてとても有効であり、子どもを安心して学校に預けられるものと強く感じました。

中には、個人的にログインできるパスワード

が設定されており、担任の先生への個人的な相談もできるようにつくられているようであります。

しかしながら、これらのホームページの更新を全て学校の先生に任せるとなると、担当の先生方にかかなりの負担をおかけすることが懸念されますので、今までどおり、教育委員会で大枠の管理をしていただきまして、必要に応じて学校で直接更新できるという、いわば共同制作、共同管理という形で管理すれば、常に新しい情報が確認できるということになりますし、各学校の特色も出せるものと考えます。

最近の小学生を持つ保護者の皆さんは、まさにIT時代に生まれ育った方が多く、辞書を引いて調べるというよりは、コンピューターや、あるいはスマートフォンで調べるという方が多いようであります。

私もそうですが、スマートフォンやコンピューターは、今や生活の一部となっています。情報をいち早く、そして正確に伝えることが、現代においては、とても重要であると考えます。そのためにも、各学校のホームページをさらに有効活用しなければならないと考えますが、教育長の御所見を伺います。

2つ目の質問に移ります。

小中学校の防犯強化についてであります。

全ての小中学校への防犯カメラ設置についてであります。

昨今、子どもを巻き込んだ事件、事故が多く発生しています。つい先日も、お隣の南陽市内の小学校に不審者が侵入したというニュースが報道されました。そんな物騒な状況の中、本市の小中学校にどの程度防犯カメラが設置されているかを調査いたしました。

実際に調査してみて驚きました。結果は、小

学校全5校中、比較的最近新しく整備されました2つの小学校には3か所から、多いところで10か所に防犯カメラが設置されており、職員室で、その様子がリアルタイムで確認できる環境になっておりましたが、残る3校には、全く防犯カメラが設置されていないという現状を確認いたしました。

また、中学校におきましては、3校中1校には1か所の防犯カメラが設置されておりましたが、残る2校には全く設置されていませんでした。

最近、不審者が外部から学校内に不法に侵入するというケースのほか、児童・生徒が学校から出ていっていなくなるという事案も全国的にはあるようであります。いずれにしましても、大切な児童・生徒や教職員の安全を確保するのは、行政として大切な職務であると考え、早急に防犯カメラを全校に設置すべきであると考えますが、教育長の御所見をお伺いし、質問とさせていただきます。

○大沢芳朋議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 9番川口豊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、各学校のホームページの充実による家庭との連携について申し上げます。

ホームページは、各学校における教育活動を発信する大切なツールの一つと捉えており、これまで本市では、教職員の働き方改革を踏まえ、ICT支援員において定期的にホームページを更新してまいりました。

今後、更新の回数を増やしていくとともに、保護者への緊急的に提供すべき情報を学校においても更新ができるよう研修を行うなど、ホームページの充実を図ってまいります。

次に、全ての小中学校への防犯カメラ設置について申し上げます。

学校施設につきましては、毎年、学校ごとに施設改修要望箇所のヒアリングを行い、安全面を優先しながら修繕や設備の新設・更新等を実施しております。

学校施設の防犯対策としては、防犯カメラも選択肢の一つではありますけれども、各学校の周辺環境や施設の状況等を勘案しながら、防犯設備等による対策も含め、児童・生徒の安全確保を図ってまいります。

○大沢芳朋議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 とても前向きなお考えをお示しいただいたと理解をいたしました。

確かに、全てがICT化にすればいいのかという問題を考えてみたときに、学校の先生が作ったプリントを児童・生徒を通して家庭に届けるということの大切さも、私は重々承知をしておりますが、このたびは、新型コロナウイルス等の関係で学校に来られなくなった場合の環境整備という形で質問をさせていただいたところでございます。

その中で、便利なものは、やはり使ったほうがいいと、活用していったほうがいいと思うわけで、その中で、先ほども少々お話をさせていただきましたが、例えば、ホームページを使ってやり取りができないかということで、ログインパスワードを使って、親から相談が入るとか、そして、今の不登校あるいはいじめ問題というふうなものでの保護者の悩みというようなものがあると思いますが、そういったものにも対応できる、なかなか学校に直接出向いて相談するというのも、相当勇気の要ることだと思うので、すね。ですから、保護者の皆さんが、学校に相談しやすい環境をつくるためにも、やはりホー

ムページの活用というのには必要だと私は考えておりますが、その件について、教育長、どうお考えでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 教育のことですから、基本的には教員と大人、教員と子どものフェース・ツー・フェースが私は一番大事なことだと思います。

それで、保護者と教諭の連絡というのは、連絡ノートとか、そういうことで、ペーパー関係で、そういうもので対応を丁寧に先生方からしてもらっています。

そういうことで、いいものは使っていくということは当然ですけれども、基本的にはフェース・ツー・フェース、またはそういう個人ノートとか、連絡ノートを使いながら連絡を取っていくのが大事だと私は思っています。

○大沢芳朋議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 便利なものはしっかり使っていきたいということを考えながら、やはり私もフェース・ツー・フェースが必要だなということを考えておりますので、うまく使い分けできればいいなと思っております。

それでは、次の質問ですけれども、学校の防犯カメラの件ですが、環境整備も含めてという形で御回答いただきましたけれども、思い出したくない大きな事件といたしまして、2001年、今から19年前に、大阪の池田小学校で大きな事件がありました。これも外部から侵入して、児童が8人犠牲になりました。そして15人の重軽傷者を出した大きな事件は、19年たっても、私たちの脳裏に残っているわけですが、やはり児童・生徒並びに教職員の安全というものは、私は最重要なことだと思っておりますので、せめて入り口付近に防犯カメラが

ありまして、先日、上山小学校を視察してまいりましたが、あそこは10か所ありまして、職員室の中央に大きなモニターがあつて、職員室にいる先生方が、全て、どこにどうなっているということが確認できるのですよね。だから、あの状況では、不審者が入ろうとしても入れないというような状況でありますし、やはり、事が起きてからでは遅いということもありますし、今は大分学校の数も減ってまいりまして、小中学校合わせて8校という状況でありますので、ぜひ、入り口付近にだけは、早急に防犯カメラ設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大沢芳朋議長 教育長。

○古山茂満教育長 上山の小中学校なのですけれども、この周辺環境を見ますと、学校には、どこからでも入られます。柵とかそういうものはありませんので、どこからでも入られます。

そういう意味からすると、私は防犯関係の会議などでは、よく言っているのですけれども、市民の方々が大変頑張ってくださいているなど、私は捉えているのです。

なぜかと言うと、やはり子どもから市民の方の顔を覚えてもらって、あの人はどこの人だということを分かってもらう、そういうことが物すごく大事だということと、あと、防犯カメラについては、犯人を特定することはできるが、子どもを救うことはできないというふうに、私は捉えているのです。

ただ、今の議員が話ししたように、十何年前の池田小学校の事件、それから、私は四、五年前の大阪の寝屋川市の中学1年生の男の子と女の子が、さらわれてというのですか、そういう事件がありました。

それはやはり、防犯カメラに映っていたので

すね。犯人も映っているということなのですから、だけれども救うことができなかった。そうしたときに、やはり一番大事なものは、市民の生の声がけとか、目とか、そういうのが大事だということ、私は捉えているのです。

そういうことで、防犯カメラも選択肢の一つとしてあるのですけれどもと答えているのですが、そのことについて、もう少し具体的に管理課長から話をします。

○大沢芳朋議長 管理課長。

○土屋光博管理課長 先ほど教育長もお答えいただきましたが、防犯カメラ、確かに防犯機器というのは安全対策において有用、それについては、こちらでも認識しているところでございます。ただ、全ての施設において防犯カメラが有効とは捉えておりませんので、各施設の状況、施設の構造等も踏まえまして、機器を設置する場合につきましても、有効なものを選択していきたいと考えております。

○大沢芳朋議長 川口豊議員。

○9番 川口 豊議員 いろいろな防犯対策はあるというふうに、私は思います。教育長がおっしゃったように、やはり地域の人が見守り隊のように、子どもたちの安全を見守ることが大原則かなと思いますが、なかなか最近の子どもさんは、「頑張れよ」「帰れよ」と変なおじさんに声をかけられたなどということもあります。なかなか、我々が想定しているようなことになっていないということも現実として私は感じておりますので、そうしたら、より安全性を確保するために、やはりカメラというものは、それはあったから防げるというものではないにしても、ないよりは私、実際、防犯対策にはなると考えております。

子どもの数がどんどん減ってくるという状況

の中で、次代を担う子どもたちの安心・安全を守ること、これは我々大人の大きな責務だと思いますので、ぜひ、前向きに御検討をいただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

~~~~~  
散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時28分 散 会